

令和6年第1回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和6年3月6日（水曜日）

午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（１４名）

|      |         |    |      |         |    |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 1 番  | 山 本 裕 子 | 議員 | 2 番  | 三ツ村 由 紀 | 議員 |
| 3 番  | 武 井 清 二 | 議員 | 4 番  | 新 村 貴 紀 | 議員 |
| 5 番  | 神 山 均   | 議員 | 6 番  | 蟹 和 孝 一 | 議員 |
| 7 番  | 佐 藤 富 代 | 議員 | 8 番  | 小久保 隆 光 | 議員 |
| 9 番  | 黒 田 重 利 | 議員 | 10 番 | 瀬 山 登   | 議員 |
| 11 番 | 松 島 茂 喜 | 議員 | 12 番 | 塩 井 早 苗 | 議員 |
| 13 番 | 原 義 裕   | 議員 | 14 番 | 松 村 潤   | 議員 |

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 橋 本 光 規   | 町 長                                     |
| 半 田 康 幸   | 副 町 長                                   |
| 藤 江 利 久   | 教 育 長                                   |
| 松 崎 嘉 雄   | 総 務 課 長                                 |
| 齊 藤 順 一   | 財 政 課 長                                 |
| 小 沼 勇 人   | 企 画 課 長                                 |
| 横 山 淳 一   | 税 務 課 長                                 |
| 山 口 哲 也   | 住 民 保 険 課 長                             |
| 金 子 佐 知 枝 | 福 祉 介 護 課 長                             |
| 久 保 田 裕   | 健 康 づ くり 課 長                            |
| 中 繁 正 浩   | 子 ども 支 援 課 長                            |
| 吉 田 享 史   | 農 業 振 興 課 長<br>兼 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 |
| 小 島 拓     | 商 工 振 興 課 長                             |
| 金 井 孝 浩   | 建 設 環 境 課 長                             |
| 新 島 輝 之   | 都 市 計 画 課 長                             |
| 築 比 地 昭   | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                  |
| 松 崎 澄 子   | 学 校 教 育 課 長                             |
| 田 中 敏 明   | 生 涯 学 習 課 長                             |

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 石 | 原 | 光 | 浩 | 事 | 務 | 局 | 長 |
| 秋 | 元 | 智 | 美 | 書 |   |   | 記 |

---

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

---

◎一般質問

○黒田重利議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 蟹 和 孝 一 議 員

○黒田重利議長 6番、蟹和孝一議員。

〔6番 蟹和孝一議員登壇〕

○6番 蟹和孝一議員 おはようございます。議席番号6番の蟹和孝一です。通告に従い、質問をしていきます。

質問の前に一言、能登の震災について述べさせていただきます。年明け早々に発生しました石川県能登半島の震災に大勢の方々が犠牲になられ、そして被災をされました。私は、心からの哀悼の意とお見舞いを申し上げたいと思います。そして、今復旧と復興に尽力をされている方々に敬意を表したいと思います。くれぐれも安全第一に取り組んでいただきたいと心より願うばかりであります。以上です。

では、質問に移ります。私が今日お尋ねしていきたいのは、大規模災害の備えと対応策についてであります。まず、町長にお尋ねをします。大規模災害に対する町長のご見識と胸中、思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 まずもって、先ほど蟹和議員が述べられたとおり、本年1月1日に発生をいたしました能登地方におけます大規模地震災害、そして津波の災害でお亡くなりになられた方々に対しまして、改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、間もなく3月11日、来週月曜日ですけれども、やってきます。そのとき、また町も半旗を掲揚させていただいて、東日本大震災でやはりお亡くなりになられた方々に対して哀悼の意を表すとともに、そういった節目、節目でやはり私たちは過去の災害をいま一度思い起こして、そしてそれを教訓に備えるべきを備える、この心構えを持つことが大事なのだと思います。

災害は、常にどこで起こるか分かりません。邑楽町においても様々な自然災害のリスクが考えられますが、特に邑楽町においてはやはり地震。一番近くでは太田断層という断層が近くにあって、

邑楽町でも被害想定は6強程度の地震が想定をされています。それ以外にも邑楽町は河川、北に渡良瀬川、南に利根川、大規模河川に挟まれていますので、この風水害によるリスク、過去には明治43年、それから昭和22年にも大規模な河川が破堤をして外水氾濫による被害が発生しているという記録もございますので、私たちは常にそういうリスクにさらされているのだと。邑楽町は、統計上は極めてこの災害の少ないところではありますけれども、決してそういった自然災害がないところではありません。そういったために、これから邑楽町も常に広報紙やホームページを通じて、そういった災害のリスクを発信したり、それから基本的にはそれぞれの各家庭における備え、自助、これが基本になってきますから、そこを再度見直しをしていただく契機にさせていただきたい、そのように考えております。

町としまして、公助という部分で公共施設の耐震化は既に100%を達成しておりますけれども、備蓄についても、これは全町民が十分な量というふうにはいきません。先ほど申し上げたとおり、基本的には各家庭において3日分ということを基本に備蓄をしていただいた上で、それを補完するような形での備蓄の対応となっています。しかしながら、いろいろなそういった被害が起きたところを見ますと、やはり備蓄しておくべきものというものがそのたびに見直されている様子もありますので、邑楽町も様々な情報をいろいろな自治体から共有しながら、そういう備蓄の見直しも常に続けていくべきなのだろうと思います。

そういった意味で、邑楽町については令和6年度において地域防災計画、自然災害に対するリスクを想定し、それに対する備え、それから復旧や復興について、もう一度これを上位の国や県の見直しに合わせて見直すとともに、さらに令和4年3月に策定いたしました邑楽町国土強靱化地域計画、こういったものと両輪にしながら、平時における備えを整えていきたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 丁寧なお答えありがとうございます。私がこれからお尋ねするような中身といたしますか、内容をほとんど町長が今述べていただきました。これから私がお聞きするのは、質問というよりもお願いになってしまうのかなというふうに今思いました。

それで、町長がそういう考えであるのであれば、私は災害に対する備えを一層進めていただきたい、そう思うところでもあります。今、日本は災害列島と言われるほど大きな災害に今まで見舞われてきました。専門家の多くも日本中いつでもどこでも大きな災害が起きても不思議ではないと言っています。過去の様々な災害も忘れてはならないでしょう。その中でも、沿岸部を除けば災害の少ないほうの関東地方であります。今町長もおっしゃいましたが、特に内陸に位置する群馬県はリスクが低いと言われています。でも、リスクが低いからといって油断はできません。幸いにも平時のこのときに、私はそこに注力を傾けて備えを進めていくべきと考えます。町長も今おっしゃいました。災害は避けることはできませんが、常日頃の備えが防災、そして減災につながっていくのではない

かと考えています。

そこで、町の防災の備えに対する状況をまずはお聞かせください。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

災害から住民の生命、身体及び財産を守ること、これは町に課せられた使命と言えますけれども、同時に自ら安全を守ることが防災の基本ということになります。特に災害時には、行政が本格的に対応を行うまである程度時間が必要であること、また通信や交通等の混乱により被災地における活動が一時的に不可能になるというようなことも予想されます。

町では、被災者の生活を維持するために必要な飲料、食料、毛布等、生活必需品等を調達、確保、こちら需要に応じて供給、配分するという必要があると思います。今現在備蓄品といたしまして、アルファ米、またビスコ、お焦げ御飯、合計いたしましてアルファ米については195箱、ビスコについては43箱、お焦げ御飯については23箱、また飲料水につきましては227箱、ミルク、こちら液体ミルクですけれども、10箱、また哺乳瓶が240個、毛布につきましては4,883枚、携帯トイレについては45箱、段ボールベッドについては254個、段ボールのパーティション、こちらにつきましては477個、ブルーシート300枚、ガスコンロ50個、ボンベ620個、またマスク等につきましても9,800枚、体温計22個、救急箱8個、テント115張、また敷きマット300枚等を備えております。今後につきましても確保に努めていくということで考えております。

以上です。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 今配信させていただきました。町でも、能登の震災には若干名を派遣して協力をしているということです。大きな災害になると、このような大災害になるということが、私たちも目の当たりにしたわけです。

そこで、お尋ねをします。町民の命と暮らし、財産を守るためにも、先ほど来町長もおっしゃっていましたが、町のインフラの強靱化等も含め、できるもの、できないものを見直していただき、近隣市町村との連携の強化や一般木造住宅の耐震化の促進、そして防災備蓄や避難場所等の強化、万一に備えての訓練等、私は想定外を想定した対応策を考えていただきたいと思っております。そして、町の総合計画にあるような官民一体の防災力の底上げを図っていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。お聞きします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 邑楽町では、大規模自然災害などが起きても機能不全に至らない、強さとしなやかさを兼ね備えました安全で安心な地域づくりを国、県と一体となって推進するため、先ほど町

長からもありましたけれども、国土強靱化地域計画、こちらを令和4年3月に策定しております。

また、災害関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であること、こちらを鑑みまして災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協力を締結する等を平時から連携強化をしておく必要があるということです。町は、自力による緊急対策等が困難な場合、こちらに備えまして、他の機関に対する応援が迅速にかつ的確に行われるよう、積極的に相互応援協定の締結を務めているということです。その体制の確立もしております。本町におきましては、31の機関と協定を締結しているところです。

今後につきましても、防災について広報紙、ホームページ等を通じまして啓発するとともに、町の総合防災訓練、2年に1度、次回につきましては令和7年度に予定しておりますけれども、さらに工夫をいたしまして実施していきたいというふうに考えております。また、各行政区につきましても防災訓練等の実施をしていると思いますけれども、引き続き邑楽消防署と連携しまして支援をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の被災地の支援物資の運搬に当たりましても、災害時における物資の緊急輸送に関する協定に基づきまして物資等の緊急輸送を実施させていただきました。

以上です。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 私からは、一般木造住宅の耐震化の促進のご質問についてお答えさせていただきます。

本町の木造住宅等への耐震化促進事業の取組につきましては、令和3年4月に邑楽町耐震改修促進計画を改定し、地震による建物等の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的に、住宅や建物の耐震化の促進に取り組んでおります。具体的な施策といたしましては、広報紙、ホームページなどを通じて耐震化の重要性や補助制度等についての情報発信、群馬県と共同で実施している地震対策の重要性を周知するための出前なんでも講座等による耐震化の普及啓発活動への取組、また住宅の耐震改修工事への支援策といたしまして、木造住宅耐震診断士派遣事業や精密耐震診断実施に補助を行い、実際に改修する際には補助金を交付する耐震改修補助事業がございます。なお、令和6年度より新たな支援事業として、地震発生時に倒壊の危険等のおそれがあるブロック塀の除去を行う際の補助金の創設を予定しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 丁寧なお答えありがとうございました。今おっしゃられたように、順次強力に進めていただければと思います。

次にお尋ねします。それでも、災害のときにはお年寄りや子どもたちの命を守るためにも、やは

り最大の注意を払っていただきたいなと思います。私は、特に心配するのが、お年寄りの暮らすホームや学校、特に学校については万一の場合、職員や先生方だけで対応できるのかどうか、いつも疑問に思っております。いろいろな、様々な訓練等は実施されているとお聞きしていますが、どのような訓練を行っているのか、分かる範囲で教えていただけますか。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

学校での地震に関する避難訓練について例を挙げますと、地震に続いて発生する火災を想定したり、小学校では児童を保護者へ引き渡すことも想定したりしております。避難時のスローガンといまして、「おはしも」がございます。押さない、走らない、しゃべらない、戻らないを念頭に行動します。事前指導を行うケースでは、災害時の詳細な想定を共有しておいたり、登下校中に地震が発生したときの対応について学んだりします。訓練後には、反省点をまとめ、次の訓練に生かしております。今年度の取組として、小中学校と幼稚園、保育園、こども園の避難訓練の実施状況をデータで共有し、参考にし合える体制を整えました。

以上でございます。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。相手が子どもたちですから、訓練、ある程度は習熟できていくのかなとは思いますが、ただ、学校の設備とか構造上、素早く避難ができるかできないかは、これからの検討していただくところかなと思います。スムーズに避難ができれば、それにこしたことはないのですが、やはりそういうのも確認をしていただいて、万一のときに被害ができるだけ少ないように考えていただくということが重要かなと思います。ありがとうございました。

それでは、次にお尋ねしますが、災害時の司令塔というか、指揮命令系統についてお尋ねします。何といても災害時の指揮命令系統が大きな役割を担うのかなと考えます。常日頃訓練はしているのだと思いますが、突然の災害時には混乱は恐らく避けられないと考えます。さらなる強化も含めて、危機管理体制はどのように構築されているのか、お聞きします。課長、お願いします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

町長というものは、災害、事故が発生し、または発生するおそれがあると認められるとき、こちらから災害対策本部設置前の段階といたしまして、また災害対策本部が円滑に移行できる組織といたしまして災害警戒本部の設置、こちらを設置いたしまして初動の体制に万全を期するものということになっております。そして、災害対策本部に円滑に移行ができる組織といたしまして災害警戒本部を設置、初期の初動体制に万全を期するというようなものでございます。町長、こちらがリーダー

ということになりますけれども、最も重要な役割ということは決断、決心をする、それからそれに伴う結果に対して全責任を負うというようなことになります。また、総務課長等係におきましては、常にトップの立場といたしますか、町長の立場に立って、どのような対応をしなければならないかということ適切に補佐するということも必要となります。

以上になります。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。いろいろなシステムといたしますか、そういうものができてはいるのだと思いますけれども、私も先ほど言いましたように、突然のときにはなかなか機能されないというのが一番心配なところでもあります。報道などを聞いていますと、やっぱり教訓が生かされていないというのがよく度々報道されています。無理もないことかなとは思いますが、訓練の頻度を上げるというか、そういう取組も一層していったほうがいいなと思います。

再び町長に最後にお尋ねをしたいと思います。災害に対する町民への周知についてお尋ねをしていきます。関東大震災から今年で101年が過ぎました。関東大震災は、1923年9月に発生しています。101年も過ぎたのですが、それを体験した人はこの中には誰もおらないと思いますが、また、記憶の新しいところでは、阪神・淡路大震災から29年、そして東日本大震災、先ほど町長も触れられておりましたけれども、まさに今年の今月11日で13年がたちます。そして、熊本地震も8年前です。そして、このたびの能登震災地震、大きな災害が短期間で起きています。油断はできないと思います。

私は、未曾有は起きるのだらうといつも思っています。邑楽の大地に暮らす私たちは、運命共同体と言っても過言ではないでしょう。常日頃災害から命を守ることの大切さや毎日を防災の日と思い、防災マップの周知や情報発信の許可、自主防災組織との連携の強化をとも考えています。災害に強い町づくりを目指すのであれば、やはりこういったことを積極的に取り組んでいくべきと考えます。今後の取組について、町長のお考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 今後の取組、住民への特に周知ということでございますけれども、冒頭申し上げたとおり、邑楽町の情報発信手段につきましては広報紙、ホームページが主なものになってございます。

こういった災害につきましては、これまでも折に触れ防災の見直しであるとか各家庭、それから自治会、様々なところへの呼びかけを行っております。これについては継続してもちろんやっていくわけですが、総務課長が答弁の中で申し上げましたとおり、総合防災訓練が2年に1度行われています。今回は、令和7年度を予定しておりますけれども、こういったところでも各自治会、いわゆる自主防災組織との連携を今後もより深めていく必要があるのだらうと思っています。

そして、その中でいわゆるマイ・タイムラインというものがございすけれども、これは各個人ごとのいわゆるオーダーメイドの避難行動計画です。様々な場面を想定して、特に風水害ということになると思いますけれども、こちらについても今後その意義、重要性、こちらを住民の皆さんに分かりやすく伝えながら、このマイ・タイムラインづくりの取組を広めていく必要があろうかと思っています。そういった中では、住民向けのそういった作成の講習会であるとか、あるいは住民参加のワークショップ、こういうものを自治会に呼びかけていく必要があるのだろうというふうに思っております。

また、町としましては、地域防災計画の見直しを予定していると申し上げましたが、加えて申し上げますと、令和6年度の当初予算の中に盛ってあるのですけれども、いわゆる風水害でこれまでは外水氾濫といいまして、いわゆる河川からの越水であるとか堤防の破堤による被害というものを前提としたものが中心でした。今の呂楽町のハザードマップの洪水被害というのも、基本的には河川からの、利根川、渡良瀬川からの外水氾濫による浸水被害を想定しています。しかしながら、平たんで内陸に位置する呂楽町については、たとえ大河川が氾濫しなくても、いわゆる中小河川であるとか、町の管理する排水路、側溝の水が河川に流れない、溜まってしまう内水氾濫というものも十二分に想定されます。そうしたことから、簡易的ではございすけれども、内水氾濫のハザードマップについても今後作成していこうということで令和6年度の予算にも盛っておりますので、作成した折にはハザードマップという形でまた住民の皆さんに公表して、このリスクを周知していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、様々な媒体を通じて情報発信をしていく必要あるのですが、この本会議についても同様であると思っています。この議員とのやり取りが議会だよりに掲載し、リアルタイムで現在 유튜브 で発信をされています。そういったことから、この場をお借りしまして改めて住民の皆様をお願いしたいのは、基本は自助であるということ。そして、共助、互助、いわゆる自分のご近所の方、最低でも隣組の方の状況を把握しながら、助け合いの精神で有事の際には協力し合ってほしいということであります。食料の備蓄につきましては、基本町は3日間程度を各個人に呼びかけています。

それから、住宅の耐震のお話もありましたけれども、現在呂楽町の耐震化率につきましては100%に至っていません。公共施設は100%と申し上げましたけれども、木造では約7割程度、非木造では9割程度が耐震に達していますけれども、それ以外が大規模な地震災害のときに倒壊のリスクがあります。そうしたことから、呂楽町でも簡易的な耐震診断、精密な診断、そして改修に至る補助等も用意してございすので、これらを十二分に活用していただきながら、それぞれの備えをいま一度見直してほしいというふうに思っております。

以上でございす。

○黒田重利議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 重ね重ね丁寧な答弁ありがとうございます。

今町長から木造住宅の耐震のお話が出ましたが、専門家が言うところによりますと、なかなか耐震基準を満たしている木造住宅でも油断はできない、安心はできないと言っています。それぐらい今の災害といいますか、地震に関して言えば、強いものが来るのだという警鐘を鳴らしていました。くれぐれも油断はするなということなのです。町長の強いリーダーシップを発揮していただいて、ぜひ町民が安心、安全に暮らせるように進めていただきたいと思います。

1時間と通告をしましたけれども、質問は私はこれで終わります。ちょっと時間的に早く終わってしまうのですが、最後に今日のこの質問のやり取りですが、災害と防災に備えるということが、私なりに確認をさせていただきました。有意義なやり取りができたと思っております。今日の答弁の内容を私なりに整理ができましたら、次の機会にまたお尋ねをしようかと考えております。よろしくお願いします。

ちょっと早いですが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時36分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時55分 再開〕

---

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○黒田重利議長 4番、新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 おはようございます。議席番号4番、新村貴紀です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、先日ありましたエピソードを少し話させていただきます。夕方に本中野駅前に行って演説活動を行っていたところ、2名の小学生、6年生の児童が演説を聴いてくれました。小学校について聞いてみると、リクエスト給食がすごくおいしくて、学校が楽しいと言っていました。昨年給食センターを見せていただいたときも、職員の皆さんが少ない予算の中頑張っていらっしゃるお話を聞きました。教育長をはじめ、関係者皆様の努力に感謝申し上げまして、一般質問を始めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。モニターにも映してありますが、太陽光発電施設のFIT法の違反について質問させていただきます。篠塚地区において、太陽光発電施設に対して、敷地内の雑草が道路上に出ているとの訴えがあり、確認したところ、FIT法で定められた柵の設置が途中で切れている、緊急連絡先の表示板がないなど、明らかな違反行為がありました。太

太陽光発電施設は、パネルに常に電気が蓄電されており、触ると感電事故及びごみなどが上に乗ると発火し、火災の危険性があります。今モニターに映させていただいておりますが、太陽光発電の地域トラブルと調和・規制条例というのが経済産業省資源エネルギー庁のほうから資料が出ております。その中で、自然災害とかいろいろありまして、トラブルに関しましては過去に発生しているが21%、現在発生しているが13%ということで、40%近くが今現在も太陽光発電所ということで全国でトラブルが起きております。

その中で、FIT法の中にガイドラインというものがありまして、その中の一つに、太陽光発電施設を造った場合は柵できちんと囲んで施錠をつける。緊急連絡先の表示板を必ずつけて、緊急の場合には必ず連絡するということになっております。しかし、こちら、先ほど篠塚で見たところなのですけれども、赤丸がついているところで、全体的に見ましたら緊急連絡先とかの表示はありませんでした。

引き続きまして、柵も切れているということで、近所の方にお伺いしましたら、小学生とかが特に夏時期になると、ここカブトムシが捕れるそうです。カブトムシを捕りに入っている児童とかがいるということです。太陽光発電、これ経済産業省で出しているのですけれども、こちらオレンジの資料でも触ると感電しますよ、危険ですよということも訴えております。また、草とかが太陽光パネルの上に乗っちゃってしまって火災を起こしてしまうと。火災を起こしますと、太陽光パネルというのは常に蓄電しているので、消防署の人が放水すると今度は消防の人が感電してしまうという問題が発生するそうです。一度火災が起きるとなかなか消すことができない。今回の施設を見ていただくと分かりますとおり、住宅街の中にありますので、もし火災等とかが発生した場合、かなり危険な状態になると思っております。

そこで、まず担当課長にご質問させていただきます。この事業者について、私のほうから担当課長のほうに連絡させていただいたのですけれども、指摘されました違反事業者に対しての現在までの対応について教えていただけないでしょうか。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えいたします。

標識、柵、塀の設置義務に違反する案件の対応については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆるFIT法違反になることから、事業の認定を管轄している経済産業省資源エネルギー庁による対応が基本になります。標識や柵、塀等を適切に設置していないと認められる場合には、第12条に基づき経済産業省のほうからの指導ということが原則になります。

一方、町については、FIT法ではなく呂宋町土地開発事業指導要綱に基づき、標識の掲示や柵、フェンス等がその際の申請図書どおり設置できていないなど、安全で快適な環境が確認できない現場については、事業主等への口頭指導を行っています。また、発電事業計画の認定情報の公表をし

ている再生可能エネルギー電子申請地方自治体等向け情報閲覧ページから、インターネットを利用して資源エネルギー庁に違反状況を通報した実績もございます。

以上になります。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 ご回答ありがとうございました。

町といたしましては、今できる限りのことをやっている。あと、資源エネルギー庁にきちんと連絡して対応していることが分かりました。ただ、今回この施設もかなり何年も前に造られていて今回分かったと、地域の皆さんから連絡があったときに分かったということなのですけれども、多分これを確認した後に他の施設に対しても確認パトロールを実施したと思うのですけれども、その結果について分かりましたらば、分かる範疇の中でお答えしていただきたいのですが。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えいたします。

土地開発事業指導要綱に基づいて協議した案件については、申請から１年経過したタイミングで土地利用対策委員会にて定期的に現場を確認しております。また、過去３年分の太陽光発電施設関連の申請について、不定期になりますが、先月パトロールを実施し、標識、フェンス等不適切なものについて点検を行いました。その際、今おっしゃられたどんな状況だったか、できる範囲というところで、その際不適切と思われる現場が２件ございました。１件については、再度口頭で指導を行っている、先ほど言った経済産業省のほうへの違反の通報を行っている現場ということになります。もう一社については、看板のほうが設置できていない状況で、そちらのほうについてもすぐ隣地に所有者の方いたので、直接お話をさせていただいて、それからその開発指導の申請がされた際の設置業者、そちらのほうにも併せて担当のほうから連絡差し上げて指導を行って、前向きに対応、すぐやりたいというような回答をいただいている状況でございます。

今現在行っている１年経過した後の現場確認、こちらについては継続をして行っていきたいと考えています。また、今後不適切な施工に迅速に対応するため、施工完了後の速やかな現場確認、こちらのほうも完了届等を出した後の担当での直接現場の検査と、こういったものも現在調査、検討しております。

以上になります。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

確かに太陽光発電、資源環境のエネルギーというのは、これからいろいろ促進していかなくてはいけない課題だと思います。やはり地球環境を守るためには必要ですが、先ほど資料で見ていただいたとおりとは思いますが、なかなか事業者によってはきちんと事業を行っている事業者もあれ

ば、太陽光エネルギーということで当然のごとく地域の皆さんに言って施設をきちんと造らないとかいう事業者もあります。私も今回議員になったきっかけになっていますパーム油の発電所計画ですけれども、その当時もやはり太陽光に対してそういう資源エネルギー、太陽光や資源エネルギーに対してこれから大切だということで話がありました。その中で、話を聞いている中で、何かおかしいぞということいろいろ調べましたら、京都府福知山市で事業者、同じそこの施工した事業者が大災害を起こしていたと。近所中に異臭、あとは油を流してしまって下水管を半年以上止めてしまったと。それに対しても全くの反省はないと。でも、しかし住民の皆さんが運動した結果、事業者も自分たちの非を認めて廃炉にして、結果的には賠償金も慰謝料も払ったということで、なかなかその当時の事業者に聞きましても、自然エネルギーだから大丈夫だろうと思って善意の気持ちでやったらばひどい目に遭ったということが残念ながらあります。

その中で私が提案したいのは、再三警告、いろいろな行政の指導をしてお願いをしても対応してくれないような事業者に関しまして、できれば邑楽町の独自として邑楽町のホームページ等でその事業主を公表するなどの措置が、法的範疇ということになると思いますけれども、そういうことができないかということを町長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

悪質な業者に対する対応として、町独自の施策としてそういった業者の名前等を町のホームページ等で公表できないかということでございますけれども、現状においては根拠法令等がございませんので、できないということになります。では、それを条例制定してどうかということかと思えますけれども、基本的には先ほど担当課長が申し上げたとおり、本来やるべきことを実行していない事業者の対応については、現在条例よりも上位の法でありますFIT法、この12条において規定がされているというところであります。その中で、最終的には事業者の認定取消し、名前の公表にとどまらず、この認定取消しという措置がございますので、むしろ私は名前を公表するだけで、そういった対応をしない業者が対応してくれるとは思っておりませんので、基本的にはその上位法であるFIT法によって最終的な認定取消しが最も効果があるのだらうというふうに思っています。しかしながら、町として、では何もしないということではもちろんございませんので、担当課長が答弁の中で申し上げましたとおり、これまでも土地開発指導要綱の中で事前協議を求めていますので、その中で十分な対応をこれまでも求めておりまして、大半の事業者については町の要請や指導に従って安全装置であるとか、それから雨水の流出抑制、こういったもの、それから防草対策、基本的には対応がされているものというふうに認識しています。しかしながら、一部において適切な対応が取られていないところについては、これまでもパトロールや指導等を行っておりますけれども、これをさらに強化をしたり、パトロールも定期的に行うなどの措置が必要なのだろうというふ

うに考えています。

いずれにしても、町は土地開発指導要綱によりまして道路に面している車両や歩行者の安全の確保であるとか、それから第三者の侵入防止、それから火災の予防防止、こういったものもやっていく必要がありますので、従前に増して今回の新村議員の質問を契機にさらに強化していきたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

確かに私もその環境のパーム油のバイオマスの件で、ほとんど3年ぐらい結構そこで大変な思いをしました。幸いなことに、前国家議員でありました長谷川嘉一先生とかが動いていただいて、事なく、事業者も今全く造っていない、事業が停止しているような状態になっております。やはり造られてからそれを変えるというのはなかなか難しいので、それに対して最初の審査のときに、ほとんどの事業者が町長のおっしゃったとおり、事前にきちんとして動いていると思います。ただ、こういう業者もあるということで、担当部署としましては審査のときに、今までも一生懸命やっているとすけれども、審査のいろいろな質問を通してそういうところを建設前に見抜いていただくというか、そういう審査でチェックを強化していただきたいとは思っています。担当課長、よろしいでしょうか。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

先ほど申し上げたように、事前に開発指導要綱を基準に、そちらに書いてある環境安全の実施、それから歩行者の安全、流出対策、そういったものを防災の関係もそうですけれども、対応したきめ細かい事前協議、もともと申請が上がってきた段階でその書類のチェックをするわけですけれども、その中身も含めて、そういった要素も含めながらさらなる協議、ちょっと今までできていなかったものにも再検討して、もう少しきめ細かい指導ができるようにしていきたいと考えています。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。すみません。画面に映りがちょっといかないので、モニターなしでいかせていただきます。飼い主のいない猫等の保護対応についてお伺いします。ペットブームの中、動物をペットとして飼う方が邑楽町でも増えています。その中で、事情により飼えなくなった動物を公園等に放置するなど発生しています。特に猫などは繁殖してしまうため、どうしても増えてしまいます。残念ではありますが、放置がなくなることはなく、放置された動物に罪はありません。また、これらの動物を保護するため、様々な地域で保護活動が行われています。邑楽町でも保護活動団体をやられている方もおり、お話を聞いたところ、放置された猫の

不妊手術、保護、譲渡会などを行っているということです。その中でも不妊手術は費用がかかり、運営に関しても資金調達が難しい中頑張っていると思います。

動物愛護活動は、江戸時代、生類憐れみの令を徳川綱吉公が行いました。綱吉公と言えば、館林の元藩主であります。館林にゆかりのある方です。このことは、動物をかわいがることだけではなく、その当時捨て子等の問題がありまして、そういうものを解決するために生類憐れみの令というのが発せられたと聞いております。

その中で、まずこちら、今モニターに映っていますけれども、令和3年から船橋市のほうでは猫等のガイドラインとかを作成しております、いろいろな猫だけではなく、動物に関してのいろいろな保護等の話も出ております。その中で、動物の飼い方もありますが、先ほど蟹和議員が言ったとおり、もし災害が起きたときの避難に対しての餌とか持っていくものとかもきちんと掲示されておまして、いろいろな地域で動物保護活動が行われております。

その中で、まず質問させていただきたいのが、隣の大泉町で、どうぶつ基金で行政区ということで、これ条件あるのですけれども、避妊治療を出していただけるような形になっております。あくまでも、それはどうぶつ基金のほうでお金を出していただけるということで、町のほうに関しては費用はほぼかからないということでもあります。大泉町でも行っていますが、この件につきまして邑楽町としてその行政区に登録できないかということに関しまして担当課長にお聞きいたします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

飼い主のいない猫を責任を持って飼養されている方や団体などに対して、現在町が行っている対応につきましては、そのような方たちから相談などを受けた場合には、群馬県動物愛護センターへ取次ぎをさせていただいているような状況でございます。先ほど議員がお話いただきました広域財団法人のどうぶつ基金ということになると思うのですが、こちらが実施しております、名称としましてさくらねこ無料不妊手術事業というものがあるようなのですが、そちらにつきましては隣町、大泉町は取り組んでおりますけれども、現在本町はそういった事業には参加してございません。

この事業の内容なのですが、確認しますと、要綱によりますと、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の行政での引取り数の減少及び地域活動を支援し、行政による猫の殺処分ゼロの早期実現に資することを目的とする取組と記載がございます。事業には、多くの自治体に参加しているようで、財団のホームページを確認いたしましたところ、今年の2月時点で全国では485、群馬県内では15の自治体に登録をしているようでございます。なお、登録に当たっては、財団が取り組む事業の方針に合意し、財団が行うTNR活動と呼んでいるようなのですが、そちらの共同者になることが必要であるとのことでございます。

この取組では、行政は猫の保護活動を行う住民やボランティアの方と協力いたしまして、飼い主

のいない猫の不妊手術を行う協力病院との窓口の役割を担うことになっているようでございます。  
市としまして、今後はこのような事業につきましても住民にとって公益性の高さなどを検証させていただきまして、取決めにつきましても検討してまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 ありがとうございます。この活動、先ほど言った協力の獣医師に関しまして、  
邑楽町の獣医師が登録していると伺っております。やはり動物に関しまして、そういう基金やそういうのを活用していただいて、ぜひとも検討していただきたいと思います。

その中で、次の質問になるのですが、保護団体と町が情報を共有して、群馬県の藤岡市や他の市町村と同じように町独自の対応を今後できないかということなのですけれども、先ほど言った条例とかそういう形であると思うのですけれども、多分邑楽町、今こういう条例ないと思うのですけれども、そういうことに関して今後つくっていくとか検討するということはどうでしょうかということとで提案させていただきたいのですが、担当課長、よろしくお願いします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

現在町が犬や猫の飼い主の方ですけれども、こういった方に対して行っている支援がございまして、そちらにつきましては補助金の要綱を制定しておりまして、町内に在住して、販売目的ではない犬及び猫を所有し、飼養している方に対して、補助金の一部を助成してございます。内容といたしましては、犬とか猫の避妊とか、あとは不妊の手術に対しての内容になってございます。ただ、それ以外の飼い主のいない方への猫の事業としては特に取組は行ってございませんので、町が独自で今後何か取組をしていくという、そういった活動の検討は必要かと思っております。まずは、先ほどお答えいたしました、全国的にも普及しておりますさくらねこのそういった不妊事業についての取組について、前向きに考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 ありがとうございました。

あと、お願いという形か、これはやるべきかと思うのですけれども、動物愛護活動を行っている方とかもいらっしゃいます。その中で、邑楽町でもいろいろなイベントをたくさんやられていると思います。そういう中で、ブースを設置させていただいて、そこで動物の愛護活動や、そういう今の状況について説明できる場所、これきちんと登録していただくという形になると思いますけれども、そういうイベント等に出展させていただくような機会をつくっていただくということは可能でしょうか。担当課長、お願いします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

まず、町が直接行える啓発活動につきましては、飼い主のいない猫の適正管理を行うための支援事業について、町の広報紙やホームページなどで周知するというところでございます。対象となる支援事業といたしましては、群馬県が実施している飼い主のいない猫対策支援事業がございしますが、この事業は飼い主のいない猫の管理を適正に行っている活動団体に対して、県の動物愛護センターが指定した動物病院で不妊去勢手術を実施した場合に、その経費の全額補助を行っているものでございます。また、県では、地域住民の方が共同で飼い主のいない猫を管理する地域猫活動という取組の活動にも支援を行っております。このような事業に関しても、町でも積極的に普及啓発を行っていきたいと考えております。

また、犬や猫の保護活動をしている団体の方などが自身の事業に対してイベントなどで啓発活動を実施する場合には、その活動が積極的に行えますよう、市として支援、協力はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 町長にお伺いいたします。

邑楽町として、動物愛護活動を行うべき時期ではないかと思えます。また、民間のボランティア団体に任せ切りではなく、町としても愛護活動に共に考えていくべき時期だと思えます。やはり今ペットブームでペットを飼われている方がかなりいらっしゃいます。その中で、いろいろな事情があってペットを放さなければいけないというときに、残念なことに放置をしてしまうという方も見られます。ただ、先ほど言ったとおり、ペットや動物には罪はありませんし、やはり動物をちゃんとかわいがる、そういうことをやることによって子どもたちへの教育等にもなっていくしますので、その点について町長としてのお考えをお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えします。

新村議員から、先ほど町としてもそろそろ独自にこの動物愛護に力を入れて取り組むべきではないかと、そういった趣旨のご質問であったかと思えます。私もペットを飼っておりまして、今議員のお話を聞いて、やはり動物愛護に対する考え方もこの間大分浸透はしてきていると思えますし、環境につきましても大分改善は年々されているのかと思えます。しかしながら、やはりまだ一部で、特に猫がまだそういった対応が十二分にされていない部分が散見されるところがあらうかと思えます。

先ほど担当課長が申し上げたとおり、まずはどうぶつ基金事業というところに参加をして、町内の動物病院も協力をしてくれるという姿勢を示しているということです、そこに参加をしたいと、このように考えています。その上で、県なりと連携して、既設の県の補助事業の周知徹底を図るなど、まだまだやるべきことはあろうかと思えます。その中で、例えばそういった猫に対する助成も保護団体へ対象を拡大するなど、そういった考えもあろうかと思えますけれども、県内の状況を見ますとまだまだその取組が十二分に行われていないような状況もあろうかと思えますので、今後も県内の他の市町の動向も見極めながら、町として何ができるのかについては十二分に考えていきたいと思えます。

それと、イベントのお話もありましたけれども、かつて呂楽町も役場裏の多目的広場で県の獣医師会主催によります動物愛護のフェスティバルが2回ほど開催された経緯もございます。持ち回りで各地域をやっているようなので、町としてもそういったイベント等に積極的に協力をしながら、さらにこの動物愛護の理解を深めていただいて、少しでも住民の住環境の向上を図るとともに、不幸な動物の発生の抑制を図っていききたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。猫等、やはり活動している方は一生懸命今やっております。その中で難しい部分もあるというところは、やはり町、行政が手伝ってあげなければいけないと思えますので、今日活動家の方も来られているのですけれども、今話を聞いて安心していただけたと思えます。ありがとうございます。

次に、資源ごみの区分けについて質問させていただきます。資源ごみに関しまして、ごみステーションにおいて区別が分かりづらいという事例が発生しております。様々な製品が増えていたり、移住者等についても以前の住んでいた地域とルールが違う、誤って出してしまう等の問題があります。呂楽町についても、様々な機会、様々な団体でイベント等で話していると思いますが、私もちょっと見てきたのですが、ちょっと資料は後で映すようにしますが、ごみ出しの時刻版が消えているというのがあります。あと、ごみ出しの区分があるのですけれども、この前ある区長に聞きましたら、ガスコンロと電子レンジで、ガスコンロは書いてあるのだけれども、電子レンジは書いていなくて、持ってくるのはそっちのほうが多くて、一般的に出されていないもの書かれていて、一般的に頻繁に出されているようなもの書かれていなくて区別に困るという話も聞いております。

また、うちの前ですが、不法投棄がありまして、ここの前が資源ごみの回収の場所になっております。この場所、資源ごみが集まった公園の中に入れるということで、多分ここの地域ではない方が通行したときに置いていったのだと思えます。多分裏に置いてあるというのが分かっている、それで置いていったのだと思うのですけれども、ごみの分類はきちんとされていて、出す場所等、そういうのがきちんとされていない。ひょっとすると移住してきた方とかに対して分からない状態が

あるのではないかと思います。

そこで、担当課長にお伺いします。現在町内のごみ回収の掲示板について、破損や見えにくくなったものに対しての対応というのはどのように行っているのでしょうか。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

資源ごみの回収方法につきましては、町内には現在44か所の行政区資源ごみステーションと2か所の資源ごみ回収拠点施設、リサイクルステーションを設置しておりまして、46か所で回収を行っております。このうち行政区の資源ごみステーションの管理運営につきましては、各行政区の生活環境委員を中心といたしまして、行政区の住民の方たちに行っているような状況でございます。そのため、ステーションに必要な瓶類などを仕分するコンテナやペットボトル、白色トレイなどを回収するためのネットなどの備品の管理や、ごみの出し方などのルールを記載している看板などにつきましても行政区で管理を行っているような状況でございます。

経年劣化したコンテナやネット、また表記が薄くなった看板などの交換につきましては、基本的には生活環境委員にお願いして、必要な際には役場に来ていただきまして、随時新しいものを町で作成いたしましてお渡ししているような、そういう状況でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

引き続き担当課長にお伺いいたします。今仕事の関係等ありまして、住む場所が違ってしまっているという方もいらっしゃると思います。地域によりごみ出しのルール等も違ってきます。また、研修生、以前ですと海外の方で中国とかいろいろいらっしゃいましたけれども、またベトナムの方とかが研修生として来られているということもお聞きしております。ごみ出しなどのルールについて何か説明する機会等とか、あとはいろいろな団体、中小企業とかであれば商工会議所とか、そういうところがあると思うのですが、そういうところを通じてごみ出しのルールに対して新しく来た移住者、勤め先が変わった移住者に関して説明等を行うということは現在行っているのでしょうか。担当課長、お願いします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

議員おっしゃったのは、新たに邑楽町に転入される方につきましては、まず住民保険課で転入手続を行いますので、その際に本課の担当職員がごみ出しカレンダーというものがございますので、そちらを持って行って直接手渡しをさせていただき、各行政区ごとに決まっている収集日や可燃ご

み、資源ごみの区分けのルールなどについて説明を行っております。また、外国籍の転入者の方につきましては、ごみの出し方についてのルールを英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、ミャンマー語で作成したものを必要に応じて作成してございまして、手渡しをした上で外国籍の方にも説明をしております。しかし、日本人の方は、1度の説明で分からなかった場合は地域の方に相談するとか、あとはホームページなどで確認をして、再度そのルールがどうなっているかというのが分かると思いますけれども、特に外国籍で日本語が堪能でない方についてはそのようなことも難しいかと思われます。そのため地域によっては、地区のステーションに外国語表記のルールの説明や、また注意喚起などの看板を設置している、そういったケースもございます。

また、町としまして特にそういった啓発活動、こういったことを行っているかということですが、現在町で行っている啓発活動につきましては、担当課の職員が講師となりまして参加者へ説明を行っているみんなの講座というメニューの中に、ごみの分別いろはというメニューを今年度からつくりまして、地域の要望などに応じてごみの出し方の説明などを行わせていただいております。実績はまだ少ない状況でございますが、今後は周知の方法などの改善や内容の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。いろいろやられているということで、ごみ出しに関しましては一方的に悪意を持って出している方というのは少ないと思います。やはりその区分が分からないとか、ルールとかが分からないということもあって、なかなか分かりづらい。

その中で、私もいろいろな邑楽町産業祭とかいろいろ来ると、特に外国の方とか楽しみで来られていたりいたしまして、そういうときに町としてブースとかを設けて、来た方々に丁寧に教えていくというのも一つの手段だと私も考えております。

最後に、町長にお聞きいたします。どうでしょうか。こういうイベント等を活用して、何とか町民、特に移住してきた方に分かりやすいような活動をしていくというのを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えします。

ただいま議員のほうからごみの出し方の周知活動について、さらに町から啓発活動を積極的に行うためにイベント等をもっと活用してはどうかというような趣旨であったと思いますけれども、令和5年度のおうら祭りにおきましては、会場にごみ箱を点在させずに回収拠点を会場内に設営しまして、職員が常駐してごみの回収を手伝うとともに、分別方法を各行政区の資源ごみのステーションと同じやり方にしまして、ラベル剥がし、それから中身の洗浄だとか、そういったことも説明す

るなどの活動を行うような回収方法にしたところ、家族連れや子ども同士の来場も多かったために、様々な世代の方にごみの分別についてさらなる啓発が行えたというような実績があったと担当のほうから報告がございました。こういった機会を今後も増やしていく必要があろうかと思います。邑楽町には、ほかにも産業祭であるとか大きなイベントもありますので、様々な機会を通じて、さらにごみの資源化、そして減量化に今後も町全体で取り組んでいく必要があろうかと思っています。

さらに申しますと、今小学校等で総合の学習の時間等でSDGsについて取り上げられる機会も多いようで、その中では特にやっぱり環境についての部分で子どもたちが興味を持って学習をしているようです。昨年、その前も、邑楽町のリサイクルステーションを見学に来たり、担当職員にそういったごみの分別の仕方であるとか、それからこういったリサイクルがされているのか。数字の問題も含めて学習をしているようです。やはりそれが最終的には大人になったときにも、ごみの減量化やリサイクルにつながっていくのかと思いますので、これからも学校教育における現場においてもそういったことも継続して行っていく必要があろうかと思っています。

いずれにしても、邑楽町は太田市外三町域清掃組合の中でも唯一こういったごみの削減について目標を達成している自治体でありますので、今後も町全体を挙げてこういった活動に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。ごみの軽減活動、邑楽町は周辺地域に比べて目標達成はしているということですが、やはり目標達成というところではなく、それよりもさらにいい結果をどんどん毎年生み出していけるような町づくりができればいいと思います。

私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前11時50分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◇ 神 山 均 議 員

○黒田重利議長 5番、神山均議員。

〔5番 神山 均議員登壇〕

○5番 神山 均議員 お世話になります。議席番号5番、神山均でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、新年早々能登半島地震、そして羽田空港での大惨事と、2024年は心痛む始まりとなりました。お亡くなりになられました方々には、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されまし

た皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全と一日も早い復興をお祈りしております。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。教育・子育て支援について、邑楽町教育委員会の令和5年度教育行政方針などを踏まえて質問をさせていただきます。教育行政方針は、教育行政の執行に当たって、教育行政運営の基本的な考え方や主要な施策などについて示したものと理解をしております。まず、重点施策の目標1におうら生き生きプランを実現する学校教育の推進に教育研究所活動の充実とありますが、教育研究所の設置目的や活動内容についてご説明ください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

教育研究所は、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的として設置されております。活動内容は、運営事業、教育研究、教育相談の3点が柱となります。運営事業では、群馬県教育研究所連盟が主催する研修会への参加、研修報告等の資料収集が中心となります。教育研究では、班別研修や研究班の研究報告会、教職員研修会の開催を中心に活動しております。教育相談では、教育相談室及び適応指導教室、ふれあい教室の運営や教育相談に係る研修会等を開催しております。教育研究の班別研修は、令和4年度まで2班体制でありましたが、今年度より授業改善研究班1班で重点を絞った活動に移行しました。研究テーマは、町内の学校における喫緊の教育課題の中から、町教育研究所として研究すべき課題を運営委員会等において協議し、決定してきております。

令和2年度以降の授業改善の方向性ですが、国の方針を受け、ICT機器を使うことに重点が置かれてきましたが、ICT機器は使えばよいのではなく、適する場面で適する方法で効果的に活用できることが大切という認識に基づき、視点を変えまして、令和5年度は授業の目標を達成するための授業改善を重点に研究を行っております。現在の研究課題としている特別活動の学習において培った、児童生徒にとって主体的で対話的な授業の形をその他の教科の学習につなげていけるよう、町内全校で取り組んでおります。

研究班は、顧問校長、顧問教頭各1名と町内6校より1名ずつ選出する研究員6名の計8名で構成されまして、学校教育課の指導主事が指導、助言を行う体制となっております。効率的かつ効果的な研究となるよう今年度は事前に会議の在り方を協議いたしまして、対面での会議を1回当たり45分を基本とする年12回程度と予定しました。研究員は、役割分担をし、6名中3名が公開授業を実施しました。6名全員が3月には研究成果を各校で発表し、その研究成果を町ホームページに掲載することとしております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。教育関係職員の方々も忙しい中、学校間を超えて共に授業改善を重点に取り組んでいるとのこと。教育研究所の授業活動について、もっと皆さんに知ってもらえればと、そんなふうに思います。

それでは、次に幼保小中の連続性、継続性を意識した指導計画や指導内容の充実についてですが、指導主事の役割は重要だと思います。その職務内容や課題があればお聞かせください。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

町教育委員会事務局には、2名の指導主事がおります。歴代の指導主事は、小中学校教員経験者でございまして、その知識と経験を生かして教育行政に取り組んでおります。指導主事の職務は、学校の営む教育活動自体の適正、活発な振興を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることでございます。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編成、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行います。

例えば東部教育事務所が主体となり行っている年2回の学校計画訪問では、小中学校、幼稚園、こども園を訪問しております。ここでの町指導主事の役割は、授業者への指導助言のほか、文部科学省の掲げる架け橋プログラムや、県や町の施策の方向性に沿った学校及び教職員への指導助言などがございます。幼稚園、保育園、こども園と小学校の連携をその頭文字を取って幼保こ小連携と呼んでおりますが、小学校区別の幼保こ小連携のための系統的な職員研修、教育課程の実施に関する指導、助言も大切な役割でございます。小学校長と各園長の間で、新しく小学校に上がる年長児について事前に情報交換を行うため、就学時情報交換会を計画、実施し、スムーズな小学校への移行を支援しております。

また、幼保こ小連携推進会議を年2回計画、実施し、町内の各園と各小学校の先生方が年長児と小学校1年生の授業を見学し合い、協議や情報交換のできる場を設定しております。お互いの教育の様子を実際に見たり、先生同士がお互いに直接質問できたりする貴重な機会となっております。このほか、指導主事と学校教育課長が園長会議に出席させていただくことで、管内校長会とのかけ橋の役割を果たせるよう努めております。園長会議や管内校長会では、連携できると子どもたちのためになりそうなことに気づいたタイミングで随時協議させていただいております。このように、多岐にわたる役割をこなすための時間を十分に確保することが難しいという課題もございますが、事務改善、課内の連携により努力を続けております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 たしか指導主事が1名から2名に増員となったのは、平成24年度ではなかったかなというふうに記憶をたどっています。幼保こ小中の連続性、継続性を意識した指導計画や指

導内容の充実については、指導主事の力量が試されますが、連携を密にして、引き続きよりよい指導等をお願いできればというふうに思います。

続きまして、校務支援システムの活用などによる教職員の多忙化解消に向けた具体的な取組の実施ですが、どのような取組内容でしょうか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

校務支援システムは、町内の小中学校と教育委員会事務局とを結んでおります。校務支援システムの機能を活用した教職員の多忙化解消に向けた取組には、まず諸帳簿の作成補助がございます。具体的な帳簿は、児童生徒の出欠席の管理を含む出席簿、通知表、指導要録、調査書、保健調査表などがございます。ほかには、予定表の活用によるスケジュールの把握や共有、連絡掲示板による情報の一斉周知、会議室機能によるオンラインでの意見交換の場の確保、資料をデータで共有することによる職員会議のＩＣＴ化などがございます。６校と事務局だけを結んでいるシステムのため、安全性が確保されており、個人情報を含む連絡やデータの受渡しは、校内はもちろん町内の学校間、あるいは事務局と学校の間において時間を選ばずに安心してできる点も大きなメリットとなっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 引き続きまして、校務支援システムが導入されて約１０年が経過しましたが、導入による効果にはどのようなことが挙げられますか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

校務支援システムの活用などによる教職員の多忙化解消に向けた取組によりまして、教職員の事務作業にかかる時間が大幅に削減され、会議時間を短縮することもできております。１人１台端末の導入への対応、コロナ禍への対応、増え続ける不登校などへの対応、新学習指導要領への対応など教職員の負担が大きく増えている中で、事務軽減により生み出すことができた時間がもたらす効果は、学校現場にとってとても大きいものでございます。学期初めや学期末、学年初めや学年末など、事務作業が多い時期というのは、同時に子どもたちとの関わりがとても重要な時期でもあります。校務支援システムの活用により事務作業が軽減されることで、子どもたちと関わるための時間や教材研究という本来の仕事に費やすための時間をより多く確保することができるようになります。子どもたちのために使える時間を増やすことは、子どもたちと教職員の信頼関係の構築や充実した学校生活、さらには学力向上にもつながる大きな可能性を生み出すことでもあります。

今後も学校と事務局が連携し、学校現場に即した校務支援システムの活用方法を探り続け、また校務支援システムの活用以外の場面においても工夫や改善を一つずつ積み重ね、教職員が子どもたちのために使える時間を少しでも多く確保していく所存です。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 校務支援システムは、小中学校6校と教育委員会事務局だけ結んでいるシステムで、安全性が確保されているという点は安心材料かなと思います。教職員の多忙化解消の一助となるよう期待をしております。

それでは、次に行きますけれども、放課後児童対策の重要な施設としての学校の活用が挙げられていますが、関連質問となりますが、放課後等デイサービス事業や放課後健全育成事業における行政との関係性や連携についての現状をお聞かせください。

それでは、まず放課後等デイサービス事業について、福祉介護課長に説明お願いいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

現在町内にある放課後等デイサービス事業所は、2法人が運営する4事業所でございます。こちらの事業所と町との意見交換会の場でございますが、令和4年度より事業所の要望により、年に1回ほど開催しております。参加者につきましては、各事業所の関係者と、町からは福祉介護課長、障害福祉係長の2名でございます。令和4年度は、令和5年2月20日に意見交換会を行いました。令和5年度も開催を予定しておりますが、現在日程を調整しているところでございます。また、個別に相談などありましたら、その都度電話や窓口で直接対応しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、放課後健全育成事業について、子ども支援課長に説明をお願いいたします。

○黒田重利議長 中繁子ども支援課長。

〔中繁正浩子ども支援課長登壇〕

○中繁正浩子ども支援課長 お答えをいたします。

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学をしている児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことでございます。学童保育所と町とで意見交換できる場としまして、定期的に現地に赴いて実施をする実地監査のほか、子ども・子育て支援法の既定に基づき設置をしております町の子ども・子育て会議がございます。これらの機会を利用してご意見

を頂戴することができます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 子どもへの支援を行っていく中でいろいろな事案が起こり、行政に相談したいこと、もっと寄り添ってほしいというときも出てくるのかなというふうに思います。できれば個別に、そして定期的に行政との意見交換の場を設定するなどの対応をさらに考えてほしいというふうに思います。

それでは、続きまして町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進についてです。町には、歴史のあるスポーツ大会がありますが、昨今の夏場の猛暑では、出場選手やそれを支える関係者の健康等にさらに配慮する必要があると思います。日中の屋外での大会に対する開催時期の変更などの意見、要望は届いていませんか。現時点での事務局の考え方、あるいは思いがあれば、一緒にお聞かせください。

○黒田重利議長 田中生涯学習課長。

〔田中敏明生涯学習課長登壇〕

○田中敏明生涯学習課長 お答えいたします。

議員ご指摘の内容は、毎年7月、8月に開催されております町内対抗野球大会、いわゆる盆野球に関してのものかと思われます。60年以上の伝統がある大会であり、邑楽町の夏のスポーツイベントとして定着しております。この行事につきまして、これまで当事者である各行政区の支部からは、具体的な開催時期の変更の要望は出ていません。しかしながら、近年の特に夏場の気温上昇は人体に危険を及ぼすレベルに達しており、担当課としましても危機感を持っております。主催者である町体育協会の本部では、運営内容について大会を主管する競技部の野球部とも協議し、健康管理について注意喚起の徹底や、試合中に給水タイムを設けるなどの対応をしております。

開催時期につきましては、町体育協会の会議で話題となったことはありますが、大会に出場されている選手は、ふだんは別のクラブチーム等で活動されていることが多く、そのチームの試合日程等との関係もあり、具体的に日程の変更について野球の専門部と協議が進んでいない状況にあります。今後も選手をはじめ、大会役員や選手を支える行政区の皆様の健康管理を最優先し、開催時期を含めた大会の運営内容について、引き続き体育協会と協議してまいります。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 選手は、幅広い年齢層から選出され、大会を支える激務と言われる審判員の方や大会関係者への配慮、そういった選手の熱い思い、猛暑という現実などの中で、優先順位を考えてもいいかもしれません。

それでは、次に移ります。通学道路等の防犯灯の設置についてお聞きをいたします。通学路や駅の周辺の防犯灯は、特に防犯対策や日常の平穏な生活環境を維持するためには重要ですが、この防

犯灯の設置要件を説明してください。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

毎年行政区に1基を基準に要望をお伺いいたしまして、設置をしているところです。原則電柱に設置をしております。また、電柱の周辺において住民の同意を取るようお願いもしているというところであります。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、町内に町が知る限りで防犯灯は何基ありまして、そして全ての行政区が電気料というのを払っているのか、教えていただきたいと思います。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

町全体の防犯灯の件数というのは、町の所有しているものもあります。そちらを含めると2,054基ということになりますけれども、その中で行政区、こちらが設置しているものというのが1,667基ということになっております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、もう一点ほど。行政区への防犯灯の電気料の補助率というのが分かればお願いしたいのですが。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

令和5年度の予算額全体でいきますと124万6,000円ということで計上をさせていただいております。行政区の防犯灯の基数によりまして補助をしているというところです。行政区が管理する防犯灯、こちらの電気料の補助、こちらの負担割合につきましては約36%ということになっております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 通学路や駅周辺等にはまだまだ防犯灯の設置が必要な箇所はあると思います。予算の関係もあると思いますが、行政区からの要望には積極的に答えてほしいというふうに思います。

それでは、次に移ります。出産に関わる医療機関の参加についてお伺いします。まず、普通分娩

の受入れができる医療機関は館林市、太田市、足利市にはどのくらいありますか。また、佐野市、羽生市、行田市などの情報をお持ちなら一緒にお願いいたします。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

最初に、館林邑楽郡の1市5町内では、普通分娩の受入れができる医療機関は1医療機関のみとなっております。ほか邑楽町と隣接する太田市、足利市につきましては、太田市では普通分娩の受入れは3医療機関となっております。3医療機関以外に母体、胎児、新生児を総合的に取り扱う医療であります地域周産期母子医療センター機能を持つ病院が1病院ございます。その病院は、ハイリスクを伴うような分娩等に対応しております。また、足利市は、3医療機関で1病院と2医院となっております。その1病院につきましては、普通分娩の受入れと地域周産期母子医療センター機能を持ちまして、ハイリスクを伴うような分娩等にも対応しております。もう少し広い範囲で見ますと、栃木県佐野市では3医療機関で1病院と2医院、埼玉県羽生市では2医療機関で1病院と1医院、行田市では1病院と聞いております。なお、医療機関数につきましては、各医師会に確認して得た数でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 隣接では、館林邑楽郡の医師会管内は1医院と、そして太田市が3医療機関、足利市が3医療機関ということで、医師不足とはいえ何とか改善できないかなというように思います。

それでは、次に公立館林厚生病院と太田記念病院の産科に関する現状をお聞かせください。もし足利赤十字病院の情報もお持ちならお願いをいたします。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

公立館林厚生病院につきましては、平成18年1月から産科診療を縮小しまして分娩の受入れを取りやめております。現在産婦人科の常勤医師は1名とのことです。また、太田記念病院につきましては、令和2年4月より常勤医師の減少により一般の分娩の受入れを取りやめております。普通分娩を受け入れていたときは常勤医師が5人いましたが、現在常勤医師は2人で、地域周産期母子医療センターなど対応に当たっているとのことでございます。

なお、足利赤十字病院は、現在普通分娩も受入れもしているようでございます。病院ですので、紹介状なしですと初診時に特別料金がかかるような形にはなります。また、無制限なくという状況でもありませんとのことでした。医師の体制は、常勤医師6人と非常勤医師が数名とのことです。

地域周産期母子医療センターとしても対応しているとのことでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、公立館林厚生病院の産科再開するための要件としてはどのようなことが考えられるでしょうか。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

産科を仮に再開すると想定した場合、大きな点としましては病院としての医師体制の確保が必要で、産科医師が5名は必要であるとともに、出産後の新生児の管理体制の確保からも小児科医師も同数必要となり、その他看護師などのスタッフの確保、また機器等の入替えや新規設置の必要性があることも考えられます。なお、病院としての産科などは、地域周産期母子医療センター機能を持ち合わせた上でハイリスクな分娩などの対応も必要かと考えられます。以上のことから考えますと、産科などを運営維持していくためには大きな財源も必要と考えられます。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、公立館林厚生病院につきましては地域の中核病院として果たす役割は大きいというふうに思います。病院の経営改善と産科再開は大きな課題であると考えますが、館林市邑楽郡医師会の協力を得ながら構成市町でさらに後押しをすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○黒田重利議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

公立館林厚生病院は、医療企業団となっておりまして、館林市、邑楽郡1市5町が構成団体となっております。現在団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、限られた医療資源を効果的に活用するため、医療需要の推移等を踏まえ、将来あるべき医療体制の構築に向け、地域の実情に応じた病床の機能分化と連携を進めていく地域医療構想に基づきまして、質の高い医療を効率的に提供できるように進めているところであります。これは、超高齢化への早期の対応が必要であるがゆえと認識はしております。産科など運営再開には、医師確保など様々な大きな課題があります。今後協議しながら対応を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 少子化の歯止めがかからない現実、産科の運営再開には医師やスタッフの確

保や経営を維持する財源など大きな課題があるとはいえ、地域の中核病院として責任ある公立館林厚生病院に産科の再開を是が非でも実現してほしいというふうに思います。

それでは、大きな題目、交通防災について質問をさせていただきます。能登半島地震に対する町の主な対応について、時系列で説明をお願いできればと思います。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

1月5日ですけれども、義援金箱を設置しております。邑楽町については福祉介護課のほうで対応させていただいております。また、1月22日になりますけれども、支援物資といたしまして携帯トイレ、こちら45箱、4,500回分になります。また、飲料水168箱、こちらが4,032本分、こちらを被災地にお送りさせていただいております。1月23日に到着したということでございました。また、1月28日から2月3日、こちら県の災害対策支援チームといたしまして、かほく市へ邑楽町より2名の派遣をさせていただいております。

また、それとはまた別になりますけれども、群馬県の緊急消防援助隊の派遣といたしまして一次隊、1月1日から四次隊、1月10日の間におきまして館林地区消防組合の派遣、こちら42名ということでございました。邑楽消防署からも5名の派遣がございました。また、公立構成病院のDMA T派遣ということも行っております。1月6日から10日までの間、6名の派遣をされております。また、1月6日に群馬東部水道企業団、こちら給水車のほうの派遣もさせていただいているということです。

以上になります。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 災害は、いつどこで起きるか分かりません。いざというときにしっかり対応するため、公助としての準備、そして平時としての準備を怠らないようお願いしたいものです。

それでは、次の質問に入ります。地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するために、一定以上の強い揺れを感知した際に自動でブレーカーを落とす感震ブレーカー設置の普及活動を支援する取組として、感震ブレーカーの機器購入費に対して補助金を交付する制度というのをぜひ創設してほしいと思います。いかがでしょうか。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具のことということでございます。こちら種類といたしましては、分電盤タイプ、またコンセントタイプ、簡易タイプ、大きく3つございます。大規模地震の際に防

火等の防止ということで感震ブレイカー、住宅の密集地、こちらで一定戸数設置されているということ有効であるというような認識は持っております。今後他の市町村等の動向も見つつ、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ただいまの感震ブレイカーについては、館林市がそのような補助制度というのを導入しております。

それでは、旧緑化センター付近に停車する公共バスの復活を願う声というのがあります。多々良沼の西に位置する通称ガバ沼には、毎年たくさんの白鳥が飛来し、多くの観光客が訪れています。以前は、旧緑化センター前にはバスの停留所がありましたが、路線が廃止となり、別の区間を走る町内循環線バスの運行が始まり、バスは来なくなりました。冬のガバ沼は、白鳥の飛来もあり、にぎわっています。乗降客数などの要因もあるようですが、このことを惜しむ方からは復活してほしいという声が上がっています。要望したいと思います。

それでは、もう少しまだ時間が実際ありますが、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時43分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時00分 再開〕

---

◇ 佐 藤 富 代 議 員

○黒田重利議長 7番、佐藤富代議員。

〔7番 佐藤富代議員登壇〕

○7番 佐藤富代議員 皆さん、こんにちは。議席番号7番、佐藤富代です。通告に従い、質問をさせていただきます。

今日のテーマは、聴覚障害があっても暮らしやすい町づくり。初めに、先日の第2回議会報告意見交換会において、聴覚障害のある方の出席、貴重な意見をいただきました。手話通訳は初めての試みでした。手話に見入るその姿に、ニーズの強さ、また手話の必要性を実感いたしました。私たち人間は、お互いに意思や感情、思考を伝達し合って生きております。その手段は、言語、文字に合わせて視覚や聴覚から入る身ぶり、表情、声のトーンなどです。その割合は、言語情報7%、聴覚情報38%、視覚情報55%と言われます。私たちは、言葉、文字と合わせて感覚器から入る多くの情報によって、その意味を理解し、行動しております。

しかし、聴覚や視覚に障害がある場合、限られた情報の中で暮らしていると言えます。このキャッチできない情報をどのように補完すれば、正確な情報として受け取ることができるのでしょうか。手話や点字に加え、様々な道具や器具が開発されております。聴覚障害があっても暮らしやすい町づくりについて質問をさせていただきます。

今配信させていただきました。質問1ですけれども、相談窓口の利用状況について。これは、第6期邑楽町障害福祉計画の資料の一部です。障害者手帳を持っている人を対象としたアンケート、ふだん悩みや困ったことの相談先を問うものです。この結果を見ていただくと分かるように、障害者手帳を持っている人の行政窓口利用は非常に少ないということが言えます。行政窓口の相談は、4.1%でした。これを見ると非常に利用は少ないということが分かります。ちなみに、結果は家族、親戚77.2%、かかりつけ医や看護師25.9%、友人、知人22.6%、施設の指導員やケアマネジャー22.8%、ヘルパーなどサービス事業所5.6%、また近所の人3.3%等となっております。多くは関係する身近な専門職に相談していることがうかがえます。

しかし、家族や親戚、知人に相談している人、また無回答も含め、困り事は解決したのでしょうか。必要な支援につながっているのでしょうか。現在の窓口への相談は増えているのでしょうか。

また、支援につながっているのでしょうか。今のその使用状況について、担当課長に伺います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

現在障害がある方の相談件数につきましては、窓口や電話の件数を毎日集計してはおりませんので、きちんとした数字をお示しすることができません。大変申し訳ございません。しかし、全体として相談件数が増えていることは間違いありません。窓口や電話等で相談を受け、その後福祉サービス支援を受けているようになった件数を過去3年間で申し上げますと、まず一般の障害サービスを受けている件数は令和2年度295件、令和3年度311件、令和4年度348件、ちなみに令和5年度は2月末までの数字ではございますが、386件となっております。令和2年度と比較いたしまして130.8%の伸び率となっております。

次に、障害児福祉サービスを受けている方は、令和2年度96件、令和3年度124件、令和4年度152件、やはり令和5年度は2月末までの数字とはなりますが、194件となっております。令和2年度と比較いたしますと202.0%の伸び率となっております。2倍以上となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。相談からそういった福祉サービスにつながっている。特に子どもにおいては2倍というのは、これはすごい数字です。支援につながっているということで、とても安心いたしました。

次の質問に入らせていただきます。相談窓口における聴覚や視覚障害のある方への配慮について。今配信させていただきました。これは、邑楽町障害者手帳の所持者、持っている方の内訳です。総数は1,220名、これは令和元年度のデータです。4.6%を占めています。その中で見ていただくと分かるように、身体障害者手帳が最も多くて71%、865人です。続いて多いのは精神障害健康福祉手帳、こちらの部分15%、184名で、療育手帳が14%、171名、こういった結果になっております。

続きまして、これは最も多かった身体障害者手帳所持者、持っている方の障害の内訳を示したものです。やはり令和元年度のデータです。これを見ていただきますと、やはり肢体不自由、そういった方が半数を占めているのですけれども、今日話題としてお話しさせていただく聴覚障害、平衡障害、これが57名を占めております。そして、聴覚障害の方が53名、音声、言語障害12名、そういった内訳になっております。こういったコミュニケーションに関する障害のある方が122名、14.1%を占めるという、そういう状況であります。

こういったコミュニケーションに障害がある方に窓口ではどのように対応しているのでしょうかということと併せて、また令和4年度の手話通訳者派遣事業では64件となっております。この派遣状況について、担当課長に伺います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

窓口での対応でございますが、まず視覚に障害がある方につきましてはお一人で窓口に来られる方は少ないので、同行の方を通して要件をお伺いしております。仮にお一人でご来庁いただいたとしても、聴覚には問題がないので、お話を伺うことは可能です。また、聴覚に障害がある方につきましては、窓口では主に筆談で対応しております。筆談した内容を書き込んだメモを忘れないようにと、家に持ち帰る方もいらっしゃいます。

聴覚に障害がある方が窓口や病院などで手話を必要とする場合は、手話通訳者を派遣するサービスがございます。令和4年度は、議員がおっしゃるとおり、64件のご利用がございました。令和5年度の利用状況は、現在39件でございます。現在令和6年度の予約も既に6件受けております。派遣申請の方法につきましては、利用を希望する日の3日前までに福祉介護課へ申請をしていただきます。その後、町から登録している通訳者へ依頼し、派遣を決定しております。派遣に当たっての費用は全額公費負担となるため、利用者の負担はございません。町から登録している通訳者に対しまして、派遣時間に応じた派遣手当、派遣場所までの距離に応じた交通費をお支払いしております。また、聴覚障害者、手帳を持っている方なのですけれども、補聴器をはじめとする補聴器具を購入する場合は、補装具費支給事業や日常生活用具給付事業により助成をする制度もございます。しかし、現在は窓口でも手話が使えるという通訳者は置いていない状況でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。窓口では聴覚障害のある方には主に筆談が中心になっているというように理解いたしました。また、手話通訳、そういう方を派遣事業もやっているのも、その方に協力をお願いする、派遣をお願いするというような形で邑楽町ではやっているということ伺いました。

では、次の質問に入らせていただきます。手話通訳奉仕員の養成事業についてです。聴覚障害者にとって、手話通訳士の役割は非常に大きいと考えます。重要と考えます。テレビ報道やイベント会場での手話通訳もとても多くなったと感じております。令和4年度手話通訳奉仕員養成講座事業の実績は、入門課程27名、基礎課程5名で、要する費用として20万8,760円を支出しております。

この手話通訳奉仕員養成事業及び手話通訳ボランティアの登録状況、先ほどの派遣を依頼する方かというふうに思いますけれども、その登録状況、またこの講座には職員も参加することは、受講することは可能なのでしょうか。その点について、担当課長に伺います。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

現在手話通訳者の派遣につきましては、状況によって県のコミュニケーションプラザに依頼することもございますが、基本的に当町は直接登録いただいている手話通訳者へ連絡し、依頼をしておりますので、決定までの日数は短期間で済むと思っております。ちなみに近隣の市町は、通訳者の登録がないため、県のコミュニケーションプラザに直接依頼をしております。

また、現在町の手話通訳ボランティアの登録者数は13名でございます。登録者数が充足しているかにつきましては、現在ご利用いただいている方に対してはご希望どおりの対応が取れていると思っております。しかし、今後手話通訳者の年齢も上がってまいりますので、新しい方の育成は継続的に必要ではないかと考えております。

手話奉仕員の養成につきましては、今月の広報おうら14ページでも邑楽町、千代田町、大泉町の3町合同の手話奉仕員養成講習会の募集が掲載されております。内容につきましては、5月から10月の火曜日、午後7時から9時まで行い、全25回参加できる人。参加費は4,000円で、基礎コースと入門コースがあり、定員は各30名となっております。手話奉仕員とは、市町村の実施する手話奉仕員養成講座を修了した者であり、地域交流活動の促進、広報活動などの支援者として手話活動をする者のことをいいます。こちらの講習会へ職員の参加も可能かというご質問なのですが、こちらのほうは可能でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 いろいろ説明ありがとうございました。

手話通訳ボランティアについては、今13名の方が登録しているということです。あわせて、今お話の中では、ほかの市町村においては県のほうに委託している。ただし、この邑楽町においては、独自の登録体制を取って便宜を図っているということが分かって、とてもうれしいです。ありがたいです。職員も、希望すればこの養成講座に参加することは可能である。参加するときのいろんな業務調整とか、あるいは時間保障というのでしょうか、いろんなことは今後検討していただかないと実現は難しいのかなというふうに思いますけれども、今現在職員の方でいらっしゃるのは手話ができる方が1人、でもちょっと今育休中でいらっしゃるというふうな現状もお聞きしております。

私は、職員が手話を習得することによって、相談に見えた方に対して町の制度、事業、そういったものに精通した者が、よく知っている者が、手話を通して相談者の悩み、また困り事を的確に把握することにつながるのではないかなというふうに考えております。だからこそ、適切な支援にもつながると言えると思います。なかなか相談に行きたいのだけれども、一歩踏み出せない。そういった状況は、健康であっても言えるような気がします。そういった中で楽に来ていただいて、そして手話ができる、そういう職員と最初の関係性、受け入れていただければ、その後がとてもスムーズにいく、そういったことにつながるのではないかなというふうに考えております。

これは、私の体験からなのですけれども、もう30年以上前のことになりますので、ちょっと今通用するかどうか。でも、こんな体験を通して、私が今お話しした内容を知っている者がコミュニケーション手段、そういったところに少し知っている関わりが持てれば、よりよい支援につながるという、それを確信した一つの事例です。難民として日本に来ていた、当時は子どもでしたが、看護師免許を取得し、そして通訳ができる、そういった看護師として、特に東南アジアとか中国系の患者にとっても頼られて、そしてまた私たち医師や看護師も頼りにした、そういった事例です。

異国の地で突然発症し、病院を訪れる。体は痛い、苦しい。どうしていいか分からない。その上言葉が通じない。本当にそういった患者は不安の頂点であるということは想像できますし、私たちも見ていて手に取るように分かります。しかし、伝えるすべを知らない。私たち病院職員は何もできない。そんな状況でした。しかし、この日本に来て看護師免許を取った彼女は、そういった難しい医療事情も看護師だからこそ伝えることができたと思います。また、生活文化の違い、そうしたことも理解し、共感できたと思います。こういったことが功を奏して、不安の患者のその表情も落ち着き、治療と向き合うことができた。そういった私の30年以上前の経験ですけれども、そういった通訳が、言葉が分からない自分が非常に悔しいし、恥ずかしい、思うようにならない。でも、こういった看護師を通して、患者には本当によかったなという体験です。彼女自身は大変だったと思いますけれども、突然ちょっと来てというような感じですので、呼び出されて大変だったと思います。しかし、そんなときの彼女は生き生きとしていたというのも今思い出します。そんな事例をちょっとこの質問をして思い出して披露させていただきました。

次の質問に入らせていただきます。今まで、特に福祉の現状というものについてお話をお聞きしましたが、これからは聴覚障害があっても暮らしやすい町づくり、そうしたところに質問をさせていただきます。まず、相談しやすい窓口体制についてです。窓口到手話ができるボランティアや、また職員を配置し、障害がある人がいつでも安心して相談できるウエルカム体制が必要であると考えます。また、このことは、先日の議会報告会に参加された視覚障害のある方たちの要望でもありました。特に障害のある方の相談には傾聴、需要、共感等のスキルが求められます。そして、これらが相談者の持てる力を引き出すことにつながります。カウンセリングマインドとも言われています。もう一つ大切な点は、障害を受容し、やっとこれから生きるすべを見いだす段階の重要な相談です。関わる職員の資質と識見が問われると考えます。

ここで、町長の考えをお伺いしたいと思います。手話のできる職員を配属し、多岐にわたる相談に対峙できる相談機能の強化、そうしたことについて、町長にお伺いいたします。お願いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 答えいたします。

ただいまのご質問は、窓口における相談、特に行政機関の相談において冒頭の議員の提示された資料につながるのだと思いますけれども、極めて悩み事、困り事の相談が行政機関が利用されていないというところにもつながるのだと思います。確かに議員がおっしゃるとおり、手話が確実にできる方、そして役場の業務にしかも精通しているということであれば、相談に来られる方が安心して、さらにその満足度も高められるような、そういったことにつながっていくのだと思います。近隣の自治体でも大きな市、人口を抱えている市では常駐をさせているようなところもありますし、隣の大泉町を見ましても月2回、2時間という限られた時間ではありますけれども、一定の配置をしている状況があるようです。

しかしながら、呂楽町において窓口の状況を確認したところ、年間通して確かに聴覚障害をお持ちの方から窓口で手続や相談等を含めて数十、そういうやり取りがあるというところでございますので、基本的に呂楽町に常駐させた場合には、相談に乗っている時間よりも待機している時間のほうが長くなる懸念がございます。共生社会の実現というところで申しますれば、誰一人取り残さない、そういった社会を実現していくのが当然理想でありますから、このことについては重く受け止め、追及していくべき課題であろうというふうには認識しております。

しかしながら、現実的な対応としましては、先ほどご紹介しました手話通訳者の派遣のサービスを十二分にご利用いただくであるとか、それからこれは県の事例になるのですが、県はタブレット端末を利用して、そのタブレット端末を介して手話通訳者に中継をしていただくような、これは県のコミュニケーションプラザというところに指定管理者でやっている制度のようではござ

いますけれども、そういったものの活用であるとか、まだまだその前にできることがおそらくあるのだろうと思います。担当課のほうに、さらに近隣の自治体、先進の事例をまた調査研究していただきまして、さらによりよい環境が構築できるように努めてまいりたいと、このように思っております。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 答弁ありがとうございました。

確かに町長のお話の中にあるように、専門として常駐させる、しているというのが、呂楽町の人口、その他考えても、逆に無駄につながる部分があるのではないかとということも承知しております。でも、そういった職員も最初の出会いで手話ができますよとか、あるいはそういった状況の中で障害のある方とのラポール成立には非常に有効ではないかなというふうには思っております。よりよい方向で検討していただけるということです。ぜひ職員の手話通訳者だけの問題ではなくて、今いろんなことが開発されておりますし、今おっしゃったように前段階としてできること期待をして、待ちたいと思っております。

これも私の経験をちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、ずっと看護師として働かせていただいております。患者の皆さんは疾病の回復よりもその後の社会復帰、そういったところに苦しむ患者を多く見てまいりました。突然片足を失う、視力、聴力を失う、そういった予期せぬ危機が襲ってきます。そんなときの心の内はどうでしょうか。それでも、患者は前へ進もうとしています。何とか障害を受入れ、そして苦しい、厳しいリハビリにも耐えていきます。そして、いよいよ退院、社会復帰という段階を迎えるわけですが、そうしたときには一筋の光を求めて福祉へ相談に行きます。幾つもの窓口を回り、疲れた表情で帰ってくる患者や家族の方。もう一度行かなければならないのですよと、書類が足りなかったと、悔しそうな表情の患者や家族の方。こういったところで、とにかく何とか生きるすべを見いだしたいと奔走する患者、家族を多く見てきました。

今以上にハードルが高い時代だったと思いますが、現在では福祉の窓口におきましてもワンストップサービスとか、あとは重層的問題、いろんな複雑な問題を抱えている、そういった方に対しての対応等も進んでいるというか、改善されつつあると思っておりますので、ぜひこういった患者自身が窓口を回るのではなくて、1つの窓口へいろんな必要な支援を持って回ってきていただく。そういった状況になれば、どれだけ患者は安心されるかというようなことはとても感じておりますし、ぜひその改善に向けて進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。聴覚障害のある人にも届く町の情報発信について。コミュニケーションに障害のある方が、情報から、また社会から孤立しないよう、何をどのように補完すれば重要な情報がキャッチできるのでしょうか。私は、先日の手話通訳者同席の議会報告会から多くのことを学びました。これは、先日の議会報告会に手話通訳の方が同席してくださって、その前で見入るように

して聞いてくださった、そういった報告会の様子です。聴覚障害のある方から報告会に参加の連絡を受けて手話通訳をお願いした、そういったいきさつです。もし、申出がなければ気づきませんでした。実施するわけにはいきませんでした。こういった障害のある方の勇気ある行動から、手話通訳の必要性とその意義を認識いたしました。

議会報告会での幾つかの要望については、町のホームページから議会だよりに入ることもできます。また、ユーチューブにも文字機能が入っております。見ていただけるととてもうれしいです。聴覚や視覚に障害があっても、みんなが参加できる、共に楽しめる、そういった暮らしがあるといいなと思っております。手話通訳者同席のイベント企画は可能でしょうか。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

町では、これまでも町制施行50周年式典や毎年開催しております人権啓発講演会、また中央公民館が主催しております町民文化講座などに手話通訳者を派遣し、障害の有無にかかわらず多くの方に参加していただける事業を行っております。ちなみに今月24日に中央公民館の森ホールで開催されます町民文化講座、由美かおるさんの講演会にも手話通訳者が入ります。車椅子の方が介添えの方とお座りになっていただける福祉席もご用意しております。今後も、町といたしましては、障害がある方に限らず、高齢者の方、外国籍の方にもご参加いただけるような企画を計画し、広報紙やSNSなどを通して情報を発信してまいります。

以上でございます。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 様々なイベント事業、講演会等、いろんな工夫をして進めていらっしゃるということでとても安心しましたし、ぜひそういったことを車椅子席がありますよとか、手話がいますよとか、そういったことをぜひ皆さんに分かるように情報発信して開催につなげていただけると、もっと安心できるのではないかなというふうに思っております。

ただ、今心配しているのが、災害時のJアラートや町の防災無線等が聞きづらいと、聞こえないということは、避難の遅れなど、先ほど防災の件もいろいろ出ましたけれども、命に関わる大きなリスクであると思います。ぜひこういった重要な情報伝達の在り方等の検討もお願いできるとありがたい。ぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。これは、補聴器購入費の助成制度の導入について質問させていただきます。加齢による聴力や視力低下は避けられません。誰もが直面する問題です。障害者手帳の交付には届かない。しかし、生活に不自由を感じる人は多いことも事実です。私もその一人として補聴器を使用しております。60歳以上で4人に1人は耳が聞こえにくいと感じている。しかも、その60%余りの方が医療機関を受診していないという報告も出ております。

令和5年4月現在、補聴器購入費を助成している、実施している自治体が全国で143か所、県内では前橋市、太田市、大泉町が始めています。その後さらに広がっているという情報も入ってきましたけれども。また、この議会一般質問においても、補聴器購入費助成の要望は何回か出ております。補聴器購入費の助成制度の導入について、町長の考えをお伺いいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

高齢者に対する補聴器等の補助器具の購入の助成制度の創設についてということであろうかと思えます。これは、障害をお持ちでなく、加齢に伴う難聴、その他による補聴器の必要性に対するものということであろうかと思えますけれども、現在これに対する国や県の補助制度はなく、そのため自治体独自の助成制度として、先ほど議員のほうから具体的な助成制度を持っている自治体の数字のお示しがありました。担当のほうにも確認してもらいましたら、現在県内では6自治体ほどがこれを実施しているということのようでございます。内容につきましては、それぞれ要件が若干異なるようで、年齢の要件、それから課税の状況、こういったことも少し差異があるようだけれども、これにつきましては議員のほうからも先ほどお話がありましたけれども、認知症であるとか、あるいは鬱であるとか、そういった難聴が他の疾病への関連も指摘されているような部分もあるようですから、当然予防保全型の措置としてこれは十二分に検討していく必要があらうかと思っております。

既に新年度当初予算は編成して上程しておりますので、令和6年度開始当初では難しいというところがありますけれども、早々にこれら他の自治体の状況を精査しまして、新しい助成制度としてこれが提案できるように、前向きにこれにつきましては検討させていただきたいと、このように思っております。また、併せて前段のご質問でもありましたけれども、職員が仮に手話奉仕の講習会等に参加を希望する場合については、これらについても公費で負担ができるように併せて検討もしてまいりたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 今町長のほうからとても前向きというか、それとももう実行に移したい、次年度内には移したいというようなとても心強い答弁をいただいて、本当に我がことのようにうれしく感じております。また、職員の手話講座、受講に対しても配慮があるということも含めまして、ぜひ町長の今回のマニフェストにあります共生社会、そうしたものを求めて、本当に住みやすい、邑楽町に住んでよかったと言えるような、そういった町づくり、町になっていくことを私もとても希望しておりますし、お手伝いできることをとてもうれしく思います。

難聴者の補聴器購入助成ということには本当にメリットといいましょうか、あります。私もとても気にしているのは、周りの方もそうですけれども、あまり医療機関を受診しないでそういったと

ころで補聴器購入。合うとか合わないとか、嫌というような、そういった状況もよく見受けます。こういった助成制度を導入していただければ、きっとそういったきちんと医療機関を受診して、そしてその証明を持ってというような形になるのかなということを想像しますと、制度の導入と併せて聴力の正しい把握、正しい補聴器器具の使用、そうしたことに本当につながる。そういったことで、とても大切なことかなというふうに思っております。また、補聴器の利用は、やっぱり本人、家族のＱＯＬ、生活の質だけではなくて、先ほどおっしゃった認知症とか鬱病とかの予防にも、今とても予防ができるということで、結局は医療費、また介護費、そうしたものの抑制につながるということで、本当に心強い答弁をいただいて、ありがとうございました。

終わりに、障害者手帳を持っている方のアンケート、最初にお出ししたアンケートの中ですけれども、によれば、日中自宅で過ごしている38.8%、また福祉サービスを利用していない69.3%、災害時1人で避難できない、分からない55.1%等の結果を見てみますと、まだまだ福祉の手というのでしょうか、支援が回っていない現実でもあるのではないかと。きっと支援に届いていない方がいっぱいいるのではないかと。安心して外出できる環境整備や、また就労支援、居場所、災害対策など、取り組むべき課題が山積していると考えます。この福祉計画最終年、令和8年にはこの数字がもう少し少なくなっている、そうしたことを期待しております。

こういった障害福祉、そうした中でやっぱり障害のある人の重度化、高齢化、親亡き後を見据えた居住支援、そうしたものの体制づくりというのが今早急に進めていかなければならない。この子を残して死ねない親の気持ち、そうしたものと併せて、ぜひ早急に進めていただけることを要望して、今日の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時48分 休憩〕

---

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時05分 再開〕

---

◇ 松 村 潤 議 員

○黒田重利議長 14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆様、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様には、お忙しい中、また足元の悪い中議場に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。そして、インターネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、防災・減災対策について質問いたします。1月1日、午前4時10分に人々から日常を奪った能登半島地震から2か月がたちました。いまだ厳しい避難生活を余儀なくされ

ている被災者は、1万人を超えていると言われております。積み重なる心労は計り知れないものがあります。一日も早く日常を取り戻すための復旧復興が急務であります。新聞報道であります、この能登半島地震において、新年度予算案に防災対策を強化する自治体が6割に上がることが調査で分かったとありました。特に建物の耐震化や避難所の環境整備に力を入れていこうということでもあります。改めて町民の生命、財産を守るための防災対策に真剣に取り組まなければならないと思います。

そこで、防災・減災対策の（１）として、災害弱者の避難体制についてお尋ねいたします。先ほど同僚議員のほうから防災について質問がありましたから、重複するところがあると思いますが、私の質問もしっかり答弁をお願いしたいと思います。最初に、要支援者名簿への記載状況ということでありまして、避難行動要支援者は災害対策基本法第49条の10第1項に、当該市町村に居住する要配慮者のうち災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者と定義されております。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。個別避難計画を作成するには、避難行動要支援者名簿に記載する前提となる全体名簿への記載が必要となっております。そして、全体名簿に記載されている方の中で個人情報を提供してもよいと同意した方や、災害時に支援を希望する方について、避難行動要支援者名簿に記載されることになります。

そこで、避難行動要支援者の名簿への記載状況は全体名簿のうちどのくらいなのか、お伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをします。

町長は、要支援者名簿に登録された避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者による支援を希望し、避難支援等関係者への個人情報の提供に同意する者を呂楽町災害時避難行動要支援者名簿に登録するということになっております。呂楽町、令和6年2月現在でございますけれども、避難行動要支援者名簿登録者数というのは120名でございます。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 120名と答弁いただきましたが、一人でも多くの方が名簿の登録者になっていただくためには、私は逆手挙げ推定同意方式を採用していくべきではないかと思っております。名簿記載を否定した方のみを名簿に記載しない方法を採用している自治体もあるということであり、ますので、避難行動要支援者名簿への記載を同意していただけるように逆手挙げ推定同意方式を検

討する必要があると考えますけれども、町のご所見を伺います。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

逆手挙げ推定同意方式というものは、登録要件を満たす場合に自動的に名簿に登録され、登録を拒否しない場合は個人情報や避難支援等関係者に提供される方式のことということでございます。多くの要支援者を登録することができるということでございますけれども、この場合町で把握する情報のみの提供となってしまうということのため、親族等の緊急連絡先や配慮してほしい事項などの掲載はされないということになってしまいます。また、提供を受ける避難支援者等関係者についても要支援者数が相当数となり、支援の優先度をつけにくくなってしまうというような弊害も生じる可能性があります。導入に当たりましては慎重に検討し、研究をしていく必要があると思います。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 災害が起きてからでは遅いのではないかなと思いますので、平時から災害の発生に備えて、名簿の情報を避難支援関係者と共有して、そして連携することが必要ではないかなと思っておりますので、逆手挙げ方式も研究していただいて進めていただければと思いますので、これは要望しておきます。

それから、個別避難計画であります。個別避難計画は避難先や経路など事前に定めることで早期避難を実現するのが目的であります。本町においても、既に避難行動要支援者名簿を基に個別避難計画の作成を進めていると認識しておりますが、そこで本町の個別避難計画の現時点での作成状況をお聞かせください。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

邑楽町災害時避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱によりまして個別避難計画、こちらは町長が避難行動要支援者の情報を備え、個別避難計画を策定するものとし、必要に応じて避難支援等関係者に提供するものということになっております。令和6年2月現在57名ということになっております。割合でいきますと47.5%になっております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 名簿登録者120名に対して57名の方が、そして作成率も47.5%ということで、個別避難計画の作成が進んでいることが分かりました。

繰り返しになりますけれども、この個別計画は一人一人の避難支援が必要な理由と、その方法を

支援する人を決めていかなければならなくなっております。そして、避難先の場所、経路、移動する際の注意事項等、1人の方の個別計画を作成するには、多くの方々の大変なご苦勞と時間がかかると思っておりますが、この個別避難計画を作成するに当たって、課題として捉えていることがありましたら何でしょうか。お伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

対象者の絞り込みや対象者の線引きというものが、まず一点として考えられるということです。また、支援者の確保ということになります。また、地域住民の災害に対する理解ですとか温度差ですとか、そういうものをこちらのほうで啓蒙していく必要がある、そのような課題があるというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 いろいろ課題があるということですが、今回の能登半島地震で珠洲市ではこの個別避難計画の名簿を使い、避難所で要支援者の安否確認が素早くできたとメリットを実感した地区もあったそうであります。自分は大丈夫だと、正常性バイアスを持っている方も多いということですが、これは全ての人に備わっている心の働きだそうです。どんな方でも自分は助かりたい、あるいはまた助けたいという思いがあると思いますので、これからも粘り強く登録の推進をお願いしたいと思います。

先ほどの答弁の中、支援者の確保が難しいということがありましたが、災害時に自力で避難できない方を支えるべき支援者ですが、個別避難者名簿の受取を拒否する自治会もあるということです。呂楽町にはそういうことはないと思いますが、これは例ですけれども、鎌倉市では自治会などの4割が名簿受取を拒否したということになります。なぜなのか。それは、避難支援をした際に自分の責任で事故を起こしたとか、あるいはけがをさせてしまったとか、損害賠償請求が発生するのではないかと心配の声もあるそうです。そういった支援者の声を、不安を解消するために、支援活動に伴う事故やけがに対する補償について必要があるかなと思っておりますけれども、町のご所見をお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

災害時の避難支援によるけがや事故への補償というものは、現在町では行っていない状況であります。ただ、保険会社によっては、自治体向けに避難支援者保険というものを販売して導入しているというような自治体もありますので、そちらを参考にしながら必要性や効果、よく検討して対応

していきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 避難支援につきましては、地域の助け合いを前提として実施していくものがありますので、支援者がより安心して活動できるように、補償の仕組みを検討していただけますよう要望いたします。

次に、(2)として、福祉避難所についてお尋ねいたします。福祉避難所は、災害対策基本法による避難所の一つであります。国は、福祉避難所の確保、運営ガイドラインの改定を令和3年5月に行いました。その概要についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

指定福祉避難所の指定及びその受入れ対象者の公示というものがありますけれども、こちらが指定避難所について指定避難所を一般避難所と分けて、これを指定して公示するというものというような内容になっています。また、指定福祉避難所の受入れ対象者を特定し、指定された要避難者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際には公示できる、そういう制度が創設されたということです。

次の1点が、指定福祉避難所への直接の避難の促進というものがあります。内容的には、個別避難計画等作成プロセスを通じまして、要配慮者への意向や地域の実情に踏まえまして、事前に指定福祉避難所ごとに受入れ対象者を整理等を行っておくというようなものになっています。

また、もう一点といたしまして、避難所の感染症や熱中症、衛生環境の対策というものがあります。内容的には感染症、熱中症対策について、保健医療関係者の助言を得つつ避難所の計画検討を行う。また、マスク、消毒液、体温計、ペットパーティション等の衛生環境対策として必要な物資を備える。また、要配慮者のスペースの確保等を必要な支援を行うというようなことになっております。また、最後といたしまして、指定避難所等の機能強化というものがうたわれております。

以上となります。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ただいま福祉避難所の確保、運営のガイドライン、改定の概要につきまして細かく内容を挙げていただきまして、丁寧にご答弁いただきました。

そこで、呂楽町における災害者の福祉避難所への直接避難に向けた取組状況についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 本町におきましては、指定福祉避難所といたしまして保健センターが指定されているということでございますけれども、こちら受入れ対象者を要配慮者ということにしております、対象者、障害者等に限定しているわけではございませんけれども、災害時には柔軟に対応していくということとしたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今1か所、保健センター、ここが挙がっているということがありますが、先ほども話がありましたけれども、災害はいつ起こるか分かりませんので、要配慮者、また障害者、その家族の方々が安心して福祉避難所を利用できるようにお願いしたいと思っております。

それから、福祉避難所の指定はネックになっていると思いますが、本町の福祉避難所の数と使用人数についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

指定福祉避難所、先ほどお答えしたとおり、1か所ということでございます。収容される予定人数につきましては209名ということでございます。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 確かに先ほどの個別では57人でしたか、ですから209名だと十分に合うということで、1か所になっていると思うのですが、この指定福祉避難所が1か所ということですが、この1か所だけで災害時の対応は十分とお考えでしょうか。福祉避難所になり得る事業所に対し、行政がサポートなどをしながら福祉避難所確保への努力をするべきではないかと考えますけれども、町のご所見を伺います。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 現在の指定福祉避難所については、先ほど申し上げたとおり、保健センター1か所ということになっております。

指定福祉避難所について、施設ごとに避難対象者を振り分ける等、管理者との調整が必要になってくるというふうに思われます。今後は、さらに指定福祉避難所の確保をできるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今後は、福祉避難所を確保できるように努力していくと前向きな答弁をいた

でしたが、私もこれは関連するわけですが、1つ心配があるのです。

それは、高齢者や障害者が通所サービスに向かう途中、あるいは通所サービスを利用中に災害が発生した場合、避難所はどこになるのかということですが、邑楽町には民間の介護施設等が数多くあります。災害対応ができる施設と福祉避難所の協定を進めたいというような報道もあります。これは、3月2日の上毛新聞ですが、安中市で災害時に高齢者や障害者ら要支援者を受け入れる福祉避難所を確保するために、社会福祉法人と協定を結んだという記事が載っていました。邑楽町においても、各施設への支援を働きかけをしていただいて、福祉避難所の確保、これは要望しておきます。

それから、配慮が必要な方々が避難所に向かったとき、受付の際、自身の障害の内容などを説明しなければなりません。その説明をすることに抵抗を感じる方もいらっしゃるのではないかと思いますので、受付でのヘルプカードを見せることによって、障害の内容を示せるようにしてはどうかと、このように思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

ヘルプカードにつきましては、群馬県で様式が定められておりまして、本町においても福祉介護課で配布しております。このカードにつきましては、障害者が全員持っているというわけではなく、取得は任意ということになっております。避難所の受付でヘルプカードの提示をしていただければ、その内容に応じまして避難所でも対応していくということで考えております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ヘルプカードの取得は任意であるということですが、このヘルプカードを携帯することで要支援者へのスムーズな支援につながります。支援をしようとする方と支援する側への周知も必要であると考えますので、あらゆる機会を利用して広く町民への周知を推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、(3)として、女性の視点を生かした防災対策についてお尋ねいたします。避難所では、不特定多数の方が、要するに老若男女が一時的ではありますが、共同生活を送ることになっているわけでありまして。そこには、様々な制約や不便が生じますが、最低限の安心、安全が確保されなければなりません。特に女性に対しては、暴力や性犯罪防止の観点からの配慮が必要不可欠であります。安心、安全な避難所環境を確保するために、女性への配慮について本町ではどのような取組をされているのか、女性への配慮についてお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長　お答えします。

町では、避難所運営マニュアルというものを定めていまして、その中で男女共同参画の視点から男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するために避難所運営員会に女性の参画を図るなど、女性の能力、意見を生かせる場を確保し、また安全で安心な避難所生活を目指す、また女性に必要な物資の配布、プライバシーの保護、女性に対する暴力の防止等に配慮することとしています。具体的には、避難所では更衣室や洗濯物干し場について、女性に配慮したような避難所のレイアウトをするように心がけていくということで考えております。

以上です。

○黒田重利議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　温かな答弁、本当に女性の視点を踏まえた避難所運営に取り組んでいくと前向きな答弁をいただきました。

しかしながら、防災や復興に関わる意思決定の場で女性の参画割合が低い現状があります。男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインに、女性の視点からの防災復興体制の強化が求められております。ですので、避難所運営や備蓄品など、平常時の備えに男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要であります。女性委員を増やすことで、女性の要配慮者のニーズや課題について聞き取りやすくなると思います。

そこで、邑楽町の防災会議の女性委員の割合と内訳についてお尋ねいたします。

○黒田重利議長　松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長　お答えします。

最新の防災会議の実施ということですが、地域防災計画の修正時点、平成29年度ということになっております。そのときの構成割合は、全体の委員が29名、そのうち女性の委員が9名、割合といたしますと31%ということになっています。そのときの女性の委員の内訳ですが、利根川上流河川事務所の所長ですとか、その当時の健康福祉課長、教育委員会の委員長ですとか東京パワーグリッド太田支社長ですとか女性消防隊、民生委員・児童委員の副会長、保健推進員副会長、婦人会の会長、ボランティアグループ副会長というような内訳となっております。

以上です。

○黒田重利議長　松村潤議員。

○14番　松村　潤議員　今内訳について、またニーズ等も答弁いただきました。

29人中、女性委員が9人ですか、それで割合は31%ということで、本当に国の目標をクリアしているということでもありますけれども、その女性委員からどのような意見が取り入れられているのか。また、女性の視点から選定されて新しく備蓄されるようになったものはどんな備蓄品がありますか。お尋ねいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

防災会議では、女性委員からの女性視点での意見というのは実際にはなかったというようなことです。そのため、その女性の方の意見を反映した形で選定された備蓄品というものはございませんでした。また、今現在の備蓄品の一覧表について、今発信をさせていただきたいと思います。モニターのほうにも映し出されているかと思いますが、御覧の表示されているものが今現在備蓄品として町のほうで備蓄しているものということになっております。この中で、女性の視点ということでいいのかなというふうに思いますけれども、液体ミルクですとか哺乳瓶ボトルですとか、テントを備蓄して避難所内の区画を割るとか、そういうような目的の備蓄品というのは備蓄しているというような状況であります。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 防災会議では女性目線の意見がなかった。大変寂しいと感じます。

やはり私は、女性委員が発言しやすいように、女性委員をもっと増やすべきだと考えております。というのは、国の目標値は令和8年だと思いますけれども、女性委員を30%になるようにと言われておりますが、邑楽町は達成されております。達成されておりますが、人口の半分は女性でありますので、やはり私は女性委員を増やしてもいいのではないかと、増やすべきだと、このように考えております。

ここで資料を提示いたします。これは、邑楽町の防災会議条例です。ここに邑楽町防災会議条例第3条第5項の第1号から第9号に示された各関係者のところになります。第9号に、ちょっと小さいですが、こういうふうに書いてあるのです。自主防災組織を構成する者または学識経験者のある者のうちから町長が委嘱する者とあります。ここは、町長にお聞きしますが、町長が委嘱する人数の条例改正も視野に入れていただいて、女性の委員をさらに増やしていただけないかと考えますけれども、町長にお聞きいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

大きな3つ目の質問項目の女性の視点を生かした防災対策、冒頭に質問ございましたけれども、避難所での女性への配慮についてというところに関しましては、先ほど総務課長が答えたとおり、町の避難所運営マニュアルの理念の中にあるとおりでございますので、それに従えば議員おっしゃるとおり、この女性の委員の登用を増やしていくということは、まさにその考えにかなっているということだろうと思います。しかしながら、現実的に3割にとどまっていますし、それも偶然の結

果なのかもしれません。であればこそ、今後もますます女性の参画を促すような取組というのは必要であろうと思っています。

議員から資料にご提示いただいております呂楽町防災会議条例の第3条第5項の第1号から第9号までの委員の委嘱する者につきましては、原則的に各業務に精通している公共団体機関等の長に当たる者を現実的には選任をしております。そういったことからしますと、各公共機関団体においても今後ますます女性の登用を積極的に行っていただくことがまず大前提となろうかと思えます。町役場においても、今執行部の課長については2名という状況でございますけれども、町においても例えば男性の育休の取得を推進したり、女性の短時間勤務を今かなりの多くの職員が活用しております。そういったように、女性が働きやすい環境、これを整えていくことが、ひいては最終的にこの防災会議での女性の委員の登用にもつながっていくのかと思っておりますので、これは官民間問わず、今後も男女共同を推し進めていくことがまず大前提として必要なだろうというふうを考えております。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 先ほどといいますか、午前中だと思いますけれども、同僚議員が質問の中で2年に1度の防災会議を見直していくと、このような話をしました。来年、令和7年に見直しをすると、こんなような答弁があったと思いますけれども、ぜひ頑張っていていただいて女性の割合を増やしていただければと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、国の防災基本計画の中に男女双方の視点に配慮した防災を進めることが重要であるとされております。過去の災害においても、避難所運営等の意思決定の場に女性が少ないために、女性の声が届きにくい、女性の視点を踏まえた取組がされていなかったという指摘があります。女性の声を反映できる、女性の視点から見える女性リーダーを起用することが重要な観点かと思っております。町のご見解をお伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 毎年呂楽消防署において、女性消防隊に対して呂楽女性防災リーダー講習会というものを実施させていただいております。講習会の中で普通救命講習、水消火器訓練、防災についての講義を受講していただいております。災害時や緊急時の応急的な対応方法を学んでいただいているということです。また、防災士も、町の中ということですが、2名が女性ということになっております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。呂楽女性防災リーダー講習会が開催されていると。緊急時には応急方法などを学んでいるということで、大変素晴らしいなと思っております。

その中で、女性防災士が誕生することを期待しておりますので、ぜひ頑張ってもらいたければと思います。女性の視点が、防災を地域に根差していくことは、女性のためだけではないのです。子どもや高齢者、それから障害者、そして全ての人に続いていくと考えておりますので、今後とも女性の視点を取り入れた呂楽町の防災を進めていただきたいことを強く要望しておきます。

次に、トイレの対応についてお伺いいたします。過去の災害時の調査によりますと、必要なものの上位には水や食料よりもトイレを挙げる声が多かったとの結果が報告されております。能登半島地震でも特にトイレが問題になっております。水や食料はある程度我慢できたとしても、排せつは我慢できません。1日トイレを我慢することはできないものであります。トイレを我慢することは、精神的なストレスが溜まってしまいます。結果的には、健康障害につながるケースが少なくないということであります。呂楽町が災害において用意しているトイレの対応について、お伺いいたします。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

今回1月1日にありました石川県の能登半島沖地震においても、支援物資ということで携帯トイレ45箱分を送っているところであります。必要性については十分こちらでも理解しているというところではありますけれども、結果町では携帯トイレについて2分の1、全体の半分をお送りしたわけですけれども、45箱、4,500回分の備蓄ということに今現在なっています。3月中にさらに45箱を購入しまして、9,000回分の備蓄にしたいというふうに考えております。また、ユニットハウスの業者と協定を結びまして、コンテナ式のトイレの提供をいただけるというような体制は整えさせていただいております。

以上です。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 今コンテナ式のトイレを提供していただける体制が整っているという答弁をいただきました。

つまりこれは、仮設トイレを用意する体制ができているということだと私は思いますが、仮設トイレが使用できるまでの日数について調べてみました。ここで資料を提示します。これは、国土交通省だと思いますけれども、その資料ですけれども、このグラフ見ていただくと、仮設トイレが避難所に行き渡るまで用意した日数が示されたグラフです。これを拡大しますと、3日以内、仮設トイレが設置できたという回答が自治体の34%なのです。4日以上かかったと回答した自治体が全体の66%ということなのです。このグラフから読み取れることは、仮設トイレが避難所にすぐつくとは限らないということがあるわけです。これを見れば分かると思いますけれども、これが一つの欠点であります。

もう一つの欠点と言えば、仮設トイレというのは和式便器が多いということです。そのことによって、足腰の弱い高齢者や身体に障害を持つ方にとっては、トイレの使用が大変に困難となるということでもあります。そういった方々に利用しやすいマンホールトイレがあります。マンホールトイレは、ご存じのように排泄物を直接下水に流すため、臭いも少なく、それから衛生的であり、高齢者や障害者に利用しやすい洋式でもあります。このマンホールトイレですが、国土交通省はこのマンホールに便器を取り付け、下水に排泄物を流すシステム整備について、下水道総合地震対策として補助金をつけていますが、マンホールトイレの設置について、町の見解をお尋ねいたします。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

今そちらのほうに画面のほう、黒板のほうに提示したものの、こちらの資料のほうは国土交通省のほうでマンホールトイレ、先ほど議員のおっしゃったマンホールトイレ、こちらのあってよかったマンホールトイレの解説ということの資料になります。こちらのマンホールトイレの特徴ということで、こちらに書いてあります、すぐに使える、地面との段差がない、洋式トイレ、そして最後に右下、くみ取り不要と。ここの最後のくみ取り不要というところが最大のメリットということになります。し尿の回収が必要がない、衛生的に継続的な利用ができるということが一応はこちらの特徴になっております。

こちらの資料の右下の部分、こちらがマンホールトイレのマンホールの部分、補助事業の対象になってくるであろうと思われる部分がここに書かれているわけですが、上に書いてあるその地上にある台座や間仕切り部分と地下にある管路等の部分、この２種類に大きく分かれています。地上で排出されたし尿が地下で埋設されている下水道管に落ち、下流の既存のマンホールまで流れ、下水道管の本管に流れて処理される。右の図でいうと、この図でいうと、地下の下水道管の上流である左側から下流側である右側の位置するマンホールに流れ、すぐ右側に位置する下水道本管に合流して流れていくと、こういう仕組みになっております。

このマンホールトイレの地下部の整備が、補助の交付対象の基本となります。地上部の台座や間仕切りなど、一体的に使用されるものが附帯的な補助となります。地上部のみの補助申請というものは行えません。現在このマンホールトイレについて、町での設置実績はございません。設置に向け、補助事業に採択されるための要件が２つあります。まず、交付金事業のベースとなる社会資本総合整備計画に下水道総合地震対策計画、こちらを明記し、位置づけること。そして、次に町の地域防災計画に位置づけられた施設、具体的には敷地面積が0.3ヘクタール、3,000平方メートル以上または想定避難者数が200以上の防災拠点、避難所に設置すること、この２つが挙げられます。

最初の要件、下水道総合地震対策計画につきましては、現在未策定となっております。次の要件である町の地域防災計画に位置づけられた施設につきましては、下水道区域内に複数の施設が敷地

面積0.3ヘクタール以上または想定避難者数200以上の避難所に該当する場所があることから、こちらの要件については問題はありません。最初の要件である下水道総合地震対策計画の策定や補助事業として設置する場合の申請手続について、マンホール整備運用ガイドラインを参考とし、今後補助採択を視野にして設置場所など調査し、関連部署と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 残り時間が5分になってしまいました。あと2問あるのですが、今マンホールトイレの普及をぜひ進めていただければと思います。これ要望いたします。

それから、トイレの確保には、複数のタイプを確保することが私は望ましいと思っております。そのもう一つがトイレトレーラーです。これは、2月1日付の新聞にも載りましたが、能登の被災地に喜ばれているのが、他県からの自治体が所有しているトイレトレーラーが派遣されたことであると載っていました。仮設トイレは各所に設置されましたけれども、利用者からは臭い、汚い、暗いとの声が漏れていまして、これに対して臭わない、きれい、明るいと言われているのが医療型のトイレトレーラーということになります。

ここで資料を提示します。これがトイレトレーラーなのです。これは、大泉町が導入したトイレトレーラーでございます。大泉町は、震災にトイレが必要なことを想定して、個人及び法人から寄附などによって県内初となる災害用トイレトレーラーを導入いたしました。大泉町の導入費用を調べてみますと、トイレトレーラー購入費用は約2,400万円ということです。国の緊急防災・減災事業債が活用できますが、この事業を活用した場合災害時以外の使用ができないことから、大泉町では町主催のイベントにも使用することを考え、町の一般財源プラス、クラウドファンディングと企業版ふるさと納税、そして寄附金で購入したということでもあります。トイレには寄附した企業名などが記載された企業のイメージアップにもつながり、給付者からも大変好評だと声もあるということでもあります。

このトイレトレーラーがあれば、避難者が水分摂取やトイレ使用を我慢することによる健康被害の予防や衛生環境の向上にもつながると考えますが、ぜひ導入に向けた見解を町長にお尋ねいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

トイレトレーラーにつきましては、大泉町の例では導入に約2,400万円、そのうち1,100万円を町が負担し、それ以外の財源については先ほど議員がお示ししたとおりでございます。ほかの自治体で導入されているところについても担当に確認してもらったところ、必ずしもクラウドファンディングで寄附が集まるかといいますと、集まりにくい状況もありまして、導入に際してはまた牽引の

免許が必要であるとか、それから年間の維持管理費も数十万円かかるというようなこともありますので、導入には慎重にならざるを得ないというのが実情でございます。

備蓄につきましても、今後も様々な女性の視点の備蓄品であるとか、様々な対策が必要であることから、先進的に導入している自治体の状況を踏まえまして、今後も十二分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」、これをぜひこのトイレトレーラーにラッピングしていただいて、それは町の宣伝になりますから。大泉町ではこんなでっかく書いてあるのです。「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」と、こう書いていただくよう、これは要望しておきます。

最後になりますけれども、能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日7日は午前10時より会議を開き、本日に続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 4時05分 散会〕